

令和元年第7回能登町議会12月定例会議 会議日程表

12月6日から12月13日（8日間）

日程	月 日	曜	開 議 時 刻	会 議 ・ 休 会 そ の 他	
第 1 日	12 月 6 日	金	午前10時00分	本 会 議	開 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 諸 般 の 報 告 議 案 上 程 提 案 理 由 の 説 明 質 疑 ・ 委 員 会 付 託
第 2 日	12 月 7 日	土		休 日	
第 3 日	12 月 8 日	日		休 日	
第 4 日	12 月 9 日	月		委 員 会	
第 5 日	12 月 10 日	火		委 員 会	
第 6 日	12 月 11 日	水	午前10時00分	本 会 議	一 般 質 問
第 7 日	12 月 12 日	木	午前10時00分	本 会 議	一 般 質 問
第 8 日	12 月 13 日	金	午後2時00分	本 会 議	委 員 長 報 告 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決 会 閉

開 会（午前10時00分）

開 議

議長（河田信彰）

一同起立。おはようございます。着席してください。

ただいまから、令和元年第7回能登町議会12月定例会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、14人で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本12月定例会議の会議期間は、会議日程表のとおり本日から12月13日までといたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

会議録署名議員の指名

議長（河田信彰）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定によって、

5番 金七祐太郎 君、

6番 国盛 孝昭 君を

指名いたします。

諸般の報告

議長（河田信彰）

日程第2、「諸般の報告」を行います。

地方自治法第121条の規定により、本定例会議に説明員の出席を求めたところ、説明員として本日の会議に出席している者の職、氏名は、別紙の説明員名簿としてお手元に配付しましたので、ご了承願います。

次に、本定例会議に町長より別冊配付のとおり報告2件、議案27件が提出されております。

次に、監査委員から、令和元年8月分、9月分、10月分例月出納検査の結果についての報告がありましたので、その写しもお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

議案上程

議長（河田信彰）

日程第3、議案第96号「令和元年度能登町一般会計補正予算（第4号）」から日程第29、議案第122号「公の施設の指定管理者の指定について」までの27件を一括議題とします。

提案理由の説明

議長（河田信彰）

町長から提案理由の説明を求めます。

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

本日ここに、令和元年第7回能登町議会12月定例会議の開会に当たり、提案いたしております議案の提案理由をご説明する前に、一言ご挨拶を申し上げます。

去る10月22日に、ことし5月の皇位継承に伴って、天皇陛下が即位を内外に宣言される即位礼正殿の儀が皇居・宮殿で行われ、改めて令和という新しい時代の幕が上がりました。

そして、11月9日に天皇陛下御即位をお祝いする国民祭典が晴天のもと皇居前広場において盛大に行われました。国民祭典の第1部・奉祝まつりの祝賀パレードでは、能登のキリコ祭りとして宇出津あばれ祭のキリコ2本が100人を超える担ぎ手により勇壮に運行されました。このような大変貴重な場において当町を代表するキリコが出演できることは、まことに名誉であり、大変光栄に思っています。これもキリコの出演にご理解をいただいた議員各位と関係機関の皆様のおかげと感謝しております。

そして、天皇陛下におかれましては、5月1日の剣璽等承継の儀から始まり、即位礼正伝の儀や祝賀御列の儀などの国事行為や皇位継承に伴う一世に一度の大嘗祭に関する一連の儀式や、そのほかの大礼関係儀式を12月4日に終えられ、まことにおめでとございます。改めて、町民の皆様とともに、天皇陛下の御即位を謹んで衷心よりお喜び申し上げます。天皇皇后両陛下のますますの御健勝と皇室のさらなるいやさかをお祈り申し上げます。

また、さきの台風19号による豪雨災害において、多くの方々が亡くなり、いまだに数名の行方不明者や2,000人を超える方々が避難所での生活を余

儀なくされています。改めて、とうとい命を落とされた多くの方々とご遺族に心からお悔やみ申し上げますとともに、被災されました方々に対しまして謹んでお見舞いを申し上げます。被災地の復興が一日も早く進むことを願っております。

また、去る10月25日に内浦総合支所の落成式が行われ、松波公民館と社会福祉協議会が先行して11月1日、業務をスタートいたしました。

内浦総合支所及び柳田総合支所、本庁舎の行政事務は年明けの1月6日からスタートであります。開庁まで残り一月を切りました。これまで本庁舎、両総合支所が無事、予定どおり開庁の運びとなったことは、ひとえに町民の皆様及び議員各位のご理解とご協力、そして、ご支援のおかげと深く感謝しており、改めてお礼申し上げたいと思います。現在、スムーズにスタートできるよう職員が一丸となって取り組んでおります。

各庁舎は、行政サービスの拠点となるだけでなく、新たな憩いの場として、また地域のシンボルとして、長く親しまれる施設になると確信していますので、町民の皆様には見学も兼ねて大勢の方々に訪れていただきたいと思います。

また、能登町の魚でもありますブリですが、11月中旬より水揚げされています。石川県水産総合センターによりますと、11月から来年3月の寒ブリの水揚げ量は平年を上回る予想となっており、さい先のよい話題となっています。

また、スルメイカの好漁場であります大和堆において、常態化している中国や北朝鮮籍など外国船の違法操業が横行し、加えてイカ自体の資源量が減少しており、今期の水揚げは大変厳しい状況です。大和堆では、10月に水産庁の漁業取締船と北朝鮮の漁船の衝突事故が起こっており、大変危険な状況です。当町のイカ釣り船が安全に操業できるよう、引き続き国のほうに働きかけていきたいと思っております。

さて、この夏の猛暑も記憶に新しいところですが、12月に入りまして、日々寒さが増してきております。気象庁が去る11月25日に発表した12月から2月までの3カ月予報によりますと、北陸地方は気温が平年並みか高い、降水量と積雪量は平年並みか少ないと予報されています。しかし、備えあれば憂いなしと言うように、早目に冬タイヤに交換し、安全運転を心がけていただきますようお願いいたします。

また、これからの時期は、空気が乾燥し、暖房器具を使う機会も多くなることから、火災が非常に発生しやすくなります。町民の皆様におかれましては、火の取り扱いや暖房器具の消し忘れ等には十分に注意されますよう重ねてお願いいたします。

現在、令和2年度当初予算の編成期を迎えておりますが、能登町第2次総合計画、能登町まちづくり計画、能登町創生総合戦略を踏まえ、能登町発展と住

民福祉の向上を目指し、住んでよかったと言えるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、町民の皆様並びに議員各位には、格別のご理解とお力添えを賜りますよう衷心からお願いを申し上げます。

それでは、今定例会議に提案いたしました議案27件につきまして、その大要をご説明いたします。

議案第96号から第100号までは、一般会計及び特別会計、企業会計予算の補正であります。

主な補正内容は、林道往古線災害復旧工事費の追加のほか、事業費の確定見込みによる組み替えや調整であります。また、人事院勧告や人事異動による人件費の調整や繰り上げ償還の追加を行ったものであります。

議案第96号「令和元年度能登町一般会計補正予算（第4号）」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14億2,993万8,000円を追加し、予算総額を198億3,885万円とするほか、債務負担行為の追加、地方債の追加及び変更、一時借入金の借り入れ最高額を30億円とするものであります。

歳出からご説明いたします。

第1款「議会費」は、人件費の調整により88万5,000円を減額いたしました。

第2款「総務費」は、1,704万7,000円の減額であります。

第1項「総務管理費」において、一般管理費は人件費の調整であります。

会計管理費は、新庁舎における事務費の追加です。

財産管理費は、公用車配置がえに伴う調整であります。

地域安全推進費は、交通安全推進事業において、高齢者運転免許自主返納支援事業費を追加するほか、防犯対策事業では、防犯灯設置工事費及び防犯協会負担金を追加いたしました。

有線放送費では、人件費の調整のほか、有線放送事務費においてプロバイダ一責任制限法に伴う手続による所要経費を追加しております。

新統合庁舎整備費は、財源の調整であります。

諸費では、千葉県流山市と岩手県北上市との姉妹都市締結式出席に係る所要経費の追加のほか、合併15周年記念事業において15周年記念式典及び本定例会で議案として提案しております長野県信濃町との姉妹都市締結に係る所要経費を追加計上いたしました。

第2項「徴税费」は、人件費の調整のほか、新庁舎における事務費の追加です。

第3項「戸籍住民基本台帳費」は、人件費の調整であります。

第3款「民生費」は、519万7,000円の追加であります。

第1項「社会福祉費」において、社会福祉総務費は、人件費の調整のほか、

新庁舎における事務費と健康福祉課所管となる公用車管理費の追加です。

後期高齢者医療費は、特別会計への繰出金の追加であります。

第2項「児童福祉費」では、児童福祉総務費において、人件費の調整のほか、ひとり親家庭医療費給付事業の追加を行っております。

第3項「児童福祉施設費」は、こどもみらいセンター外壁改修工事におけるアスベスト除去費用を追加するものです。

第4款「衛生費」は、784万2,000円の減額であります。

第1項「保健衛生費」において、保健衛生総務費は人件費の調整であります。

病院費では、病院事業会計への負担金を減額しました。

第2項「清掃費」は、人件費の調整です。

第3項「水道費」では、水道事業への補助金を減額し、出資金を追加しております。

第6款「農林水産業費」は、1,305万2,000円の追加であります。

第1項「農業費」において、農業委員会費と農業総務費は人件費の調整であります。

農業振興費は、多面的機能支払事業において、事業費の確定見込みによる追加のほか、交付金の精算に伴う償還金を追加しております。地域農業マスタープランでは、プランの実質化に向けたアンケートなど、事務費の追加と組み替えを行っております。

第2項「林業費」は、荒廃地復旧事業において、柿生地内での林地崩壊防止事業を追加しました。

第3項「水産業費」では、漁業振興対策事業において沖合遠洋漁業経営安定対策貸付金利子補給を追加したほか、漁港管理費において漂着物処分に係る諸経費を追加しました。

第7款「商工費」は、1,682万5,000円の追加です。

第1項「商工費」において、商工総務費は人件費の調整です。

商工業振興費では、創業・継承支援事業の確定見込みによる追加を行いました。

観光施設では、健康増進法の改正に伴い、国民宿舎など6観光施設の分煙室設置費を追加計上しております。

第8款「土木費」は、2,282万2,000円の減額であります。

第1項「土木管理費」は、人件費の調整であります。

第2項「道路橋りょう費」は、県営道路整備事業負担金の追加です。

第3項「河川費」は、確定見込みによる急傾斜地崩壊対策事業の減額及び県営急傾斜地崩壊対策事業負担金の追加です。

第5項「都市計画費」では、事業費の確定見込みによる組み替えを行ってお

ります。

第6項「住宅費」では、人件費の調整と、城野住宅建設に係る実施設計費を追加しております。

第9款「消防費」は、240万9,000円の増額です。

非常備消防費において、国庫内示を受けて消防団にトランシーバーを追加配備し、災害時の団員の情報伝達・連絡体制の強化を図るほか、防災対策費では、能都庁舎屋上に設置してある屋外拡声器の撤去に伴う影響等の調査費を追加しました。

第10款「教育費」は、1,418万4,000円の減額であります。

第1項「教育総務費」は、事務局費において、人件費の調整のほか、教育委員会所管となる公用車管理費の追加です。

第2項「小学校費」は、人件費の調整のほか、小学校管理費において、スクールバス運行における諸経費の追加と運行業務委託費確定による減額を行いました。

教育振興費では、寄附金を受けて俳句振興に資する物品購入費を追加したほか、教室用デジタルテレビの購入費及び大会派遣費を追加し、石川県からの委託事業確定により「いしかわ道德教育推進事業」を減額しました。

第3項「中学校費」は、中学校管理費において人件費を調整したほか、学校修繕費の追加と新たに柳田中学校コンピューター室空調整備工事を計上しました。また、スクールバス運行業務委託費確定による減額を行っております。

教育振興費では、石川県からの委託事業費確定により「いしかわ道德教育推進事業」の所要経費を追加しております。

第4項「社会教育費」では、公民館管理費において非常勤職員人件費を追加したほか、高倉公民館の電力契約変更に係る諸経費を追加しました。また、秋吉公民館のアマメハギ展示工事の国庫補助採択を受け、工事費の追加を行っております。

図書館費は、非常勤職員人件費の追加です。

第5項「保健体育費」は、藤波運動公園管理費において、WAVEのと環境調査費を追加したほか、内浦総合運動公園の建築防火設備検査費を追加しました。

第11款「災害復旧費」は、9,938万円の追加であります。

第1項「農林水産施設災害復旧費」において、農業施設災害復旧費では、8月19日から23日にかけて発生した豪雨による農地2件、農業用施設2件の災害復旧費を追加したほか、林業施設災害復旧費では、災害査定を受けて林道往古線と林道上河内線の復旧費を追加計上するものであります。

第12款「公債費」は、13億5,585万5,000円の追加であります。

その内容は、平成30年度許可債の縁故債利率確定や元利均等償還の利率見直しによる調整のほか、将来の公債費負担を軽減するために、減債基金を活用して繰上償還金を追加するものです。

以上、この財源として、歳入において、「地方特例交付金」「地方交付税」「分担金及び負担金」「国庫支出金」「県支出金」「寄附金」「繰入金」「諸収入」「町債」を追加し、収支の均衡を図りました。

議案第97号「令和元年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」は、保険事業勘定において695万1,000円を追加し、予算総額を24億8,587万6,000円とするものです。

その内容は、平成30年度交付金の精算に係る償還金と、平成30年度分の石川県への納付金を追加するものです。繰越金を追加し、繰入金を減額して収支の均衡を図りました。

議案第98号「令和元年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、8万円を追加し、予算総額を3億1,354万4,000円とするものです。

その内容は、人件費の調整であり、一般会計繰入金を追加し収支の均衡を図りました。

議案第99号「令和元年度能登町水道事業会計補正予算（第1号）」は、収益的収支において、それぞれ252万7,000円を減額し、総額を7億5,959万7,000円とし、資本的収入に390万1,000円を追加し、総額を6億5,831万5,000円とするものです。

その内容は、収益的収支において、口座振替データの伝送に係る諸経費を追加したほか、減価償却費や支払い利息の確定による減額を行っております。歳入において他会計補助金を減額し、収支の均衡を図っております。資本的収入では、国庫補助金の確定による減額及び企業債の追加及び変更、出資金の追加を行っております。

議案第100号「令和元年度能登町病院事業会計補正予算（第2号）」は、資本的収入において1,829万8,000円を減額し、総額を4億5,641万3,000円とし、資本的支出において1,949万8,000円を減額し、総額を5億7,672万4,000円とするものです。

その内容は、資本的収入において、事業費の確定により一般会計負担金を減額したほか、企業債の追加及び変更を行っております。資本的支出では、事業費の確定により病院改良費を減額したほか、修学資金貸付金の確定による長期貸付金の減額を行っております。

次に、議案第101号から議案第104号は、去る8月7日付の人事院勧告を受けて所要の改正を行うものであります。

本年度の人事院勧告の主な内容は、公務員と民間事業所の給与比較において、月例給及び特別給のいずれも民間が公務員を上回っていたことから、月例給については平均0.1%の引き上げ改定を行うものであります。特別給につきましては、民間事業所における支給状況を反映して、現行の年間支給月数0.05月分を引き上げるものであります。

なお、本年度については、12月期の勤勉手当を0.05月引き上げることとし、令和2年以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均衡になるよう配分するものであります。

議案第101号「議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第102号「常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、期末手当を現行の年間支給月数3.35月分から0.05月分を引き上げ、3.4月分とするものであります。

次に、議案第103号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、人事院勧告に伴う給料表の改正などや、勤勉手当を現行の年間支給月数4.45月分から0.05月分を引き上げ、4.5月分とするものであります。

次に、議案第104号「一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について」は、期末手当を現行の年間支給月数3.35月分から0.05月分を引き上げ、3.4月分とするものであります。

次に、議案第105号「能登町地区集会所等条例の一部を改正する条例について」は、比那集会所の新設に伴う位置の表示等、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第106号「能登町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について」は、内浦総合支所の会議室等の使用についての料金を定めるため所要の改正を行うものであります。

次に、議案第107号「能登町債権管理条例の制定について」は、町が有する公債権及び私債権について、統一した基準により債権の適正な管理を図り、公正かつ円滑な行政運営に資するため制定するものであります。

次に、議案第108号「能登町観光施設条例の一部を改正する条例について」は、のと九十九湾観光交流センターにおいて、土地の合筆により建物の地番が変更となるため所要の改正を行うものであります。

次に、議案第109号「能登町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」は、水道法施行令の条ずれが生じたため所要の改正を行うものであります。

次に、議案第110号「能登町水道法施行条例の一部を改正する条例につい

て」は、水道法施行規則の改正により、布設工事監督者の資格要件が変更されたため所要の改正を行うものであります。

次に、議案第111号「能登町下水道事業の地方公営企業化に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は、令和2年4月から下水道事業について公営企業法を適用させるため関連条例の改正を行うものであります。

次に、議案第112号「姉妹都市の締結について」は、令和2年3月1日の町制施行15周年に合わせ、現在友好都市関係である長野県信濃町と姉妹都市の盟約を取り交わすものであり、能登町議会の議決すべき事件を定める条例第2条第3号の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第113号から議案第122号までの10議案につきましては、「公の施設の指定管理者の指定について」であります。いずれの施設も指定管理者の指定期間が令和2年3月31日をもって満了するため、引き続き指定管理者の指定を行うものです。

この議案につきましては、能登町公の施設指定管理者選定委員会の審議を経て、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

また、指定管理者の選定委員会では、地方自治法第244条の2第5項に基づく指定期間について、営利を主たる目的にしている施設については3年間、福祉施設など管理を主たる目的にしている施設については5年間としておりますので、よろしく願いいたします。

初めに、議案第113号「公の施設の指定管理者の指定について」は、議案第105号により「能登町地区集会所等条例」に追加しました比那集会所の指定管理者に比那町内会を指定するものであります。

次に、議案第114号は、「能登七見健康福祉の郷なごみ」についてであります。この施設につきましては、管理運営のノウハウが蓄積していることから株式会社能登町ふれあい公社を再度、指定管理者に指定するものであります。

次に、議案第115号は、「七見台潮騒体験農園」についてであります。この施設につきましては、管理運営のノウハウが蓄積していることから株式会社能登町ふれあい公社を再度、指定管理者に指定するものであります。

次に、議案第116号は、「能登町宇出津港水産物鮮度保持施設」についてであります。この施設につきましては、管理運営のノウハウが蓄積していることから石川県漁業協同組合を再度、指定管理者に指定するものであります。

次に、議案第117号は、「能登町宇出津港水産物加工処理施設」についてであります。この施設につきましては、管理運営のノウハウが蓄積していることから株式会社奥能登食材流通機構を再度、指定管理者に指定するものであります。

次に、議案第118号は、「セミナーハウス山びこ」及び「ふれあい工房」についてであります。これらの施設につきましては、管理運営のノウハウが蓄積していることから株式会社山びこを再度、指定管理者に指定するものであります。

次に、議案第119号は、「ラブロ恋路」についてであります。この施設につきましては、管理運営のノウハウが蓄積していることから株式会社能登町ふれあい公社を再度、指定管理者に指定するものであります。

次に、議案第120号は、「真脇遺跡公園」についてであります。この施設につきましては、管理運営のノウハウが蓄積していることから株式会社能登町ふれあい公社を再度、指定管理者に指定するものであります。

次に、議案第121号は、「国民宿舎能登やなぎだ荘」ほか3件の観光施設及び附属施設2件についてであります。これらの観光施設につきましては、管理運営のノウハウが蓄積していることから株式会社能登町ふれあい公社を再度、指定管理者に指定するものであります。

次に、議案第122号は、「ふれあいの里施設」についてであります。この施設につきましては、能登町字上町の合同会社能登みらい創造ネットワークを今回、新たに指定管理者に指定するものであります。

以上、本定例会議に提出いたしました議案等につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただきまして、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

どうかよろしくようお願い申し上げます。

議長（河田信彰）

以上で提案理由の説明が終わりました。

質 疑

議長（河田信彰）

日程第3 議案第96号から日程第29 議案第122号までの27件についての質疑を行います。

質疑は大綱的な内容でお願いします。

質疑はありませんか。

4番 田端雄市君。

4番（田端雄市）

議案第122号の指定管理者の指定についての議案につきましてお聞きしたいと思います。

今ほど説明が町長からありました。この施設につきましては、新しい会社、組織、能登みらい創造ネットワークに指定管理指定をするという話でございましたけれども、そのほかの指定管理者につきましては管理運営のノウハウがあるという説明でございました。今回、ふれあいの里施設についての指定をした、その意味を説明をお願いしたいと思います。

議長（河田信彰）

町参事兼ふるさと振興課長 田代信夫君。

町参事兼ふるさと振興課長（田代信夫）

議案第122号のふれあいの里施設の指定管理者であります。公募による指定管理者を募集しました。2団体からの申請がありましたので、能登町公の施設指定管理者選定委員会に諮りまして、選考審査の結果、合同会社能登みらい創造ネットワークを指定管理者とするものであります。

この合同会社能登みらい創造ネットワークは、令和元年9月9日に能登町の有志で会社を設立しております。目的は、産業振興に関するコンサルティングや商品の企画及び販売、各種施設の経営及び経営指導並びに各種受託事業、社会人教育等であります。

指定管理者の公募、まず非公募についてであります。全ての公の施設においてであります。指定管理者に関する基本協定書を結んでおります。その中には、業務報告書を行うことが規定をされておまして、その中にモニタリング評価書の提出を求めています。その評価書をもとにヒアリングを実施しまして、次期の指定管理候補者として公募とするか、あるいは非公募による選定とするかの判断を行っているものであります。このモニタリング評価の実施といいますのは、指定管理者制度を導入している公の施設において、指定管理者によるサービスの提供や条例、また規則、協定などに沿って適切かつ確実に実行されているかを確認しております。また、施設の管理運営上の課題や問題点を洗い出しまして、安定的かつ継続的なサービスを提供するために町が指定管理者による業務を検証、評価するために実施を行っているものであります。

ふれあいの里施設に対しましては、平成30年度におけるモニタリングの評価を実施しております。また、指定管理期間である過去2カ年、平成29年、平成30年度の収支状況などを評価対象として協議を行いました。その結果、指定管理料は支払っておりますが、2年連続でマイナスの収支となっていること。また、施設内にありますレストランにおける調理師不足ということで、勤

務体制等に不安があるため、公募により新たな提案を求めるとして、当町の公の施設の指定管理制度導入に関する指針に基づきまして、この施設の指定管理者募集要項及び業務仕様書により指定管理者の公募を行いました。

時系列で説明しますと、令和元年9月11日に公募を開始しました。10月8日には現地で概要説明会を開催しました。この時点では3団体の参加がありました。10月18日の締め切り日までには2団体が申請がありましたので、所管のふるさと振興課で書類の審査を行いまして、その後、11月19日に指定管理者選定委員会が開催され、その中で申請者からの事業計画書のプレゼンテーションを受けまして、その後、質疑応答を行い、選考の審査をいたしました。その結果、合同会社能登みらい創造ネットワークが指定管理者候補となりました。

公募した理由は先ほどの理由であります、その中で選定委員会からのそれぞれの選考の所感としまして、総じてですけれども、プレゼンテーション、それから質疑応答を行って、審査項目に沿いまして審査を行っております。審査項目は8つほど提案をいただいておりますが、1つは管理運営を行うに当たっての取り組み方針、それから2番目に雇用について、3番目に利用者ニーズの把握とサービスの反映について、4番目に町民サービスの向上のための方策について、5番目に新たに導入が適当と考えられるサービスと事業について、6番目に自主事業の考え方と、その自主事業計画について、7番目に地域との連携、関係機関やほかの施設との連携について、8番に指定管理料について。この項目について、それぞれ審査をし、それぞれの団体からの提案を受けました。どちらもおおむね評価ができるものではあったかなというふうに思います。

総じてであります、候補にならなかったグループにつきましては、利用者に対するサービスの向上と施設に熟した管理者の配置や柔軟な対応により、利用者の憩いの場として活用できるように創意工夫が見られました。また、民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用しまして、さまざまな自主事業の取り組みも行ってきた実績は高く評価もできました。また、指定管理業務の意欲も見られました。ただ、公募した理由の一つであります、利用者の希望の持てる施設としての新たな提案を求める事業につきましては、来園や利用者の増大が図られる事業が足りないように感じておりました。

一方、候補になりましたグループは、施設を大いに利用してさまざまな事業に取り組む意欲的な提案内容となっております。目で楽しみ、感じて楽しみ、食して楽しむ場として、さまざまな体験のプログラムを用意して観光客を呼び込むとともに、地元民から愛され、地域に根差した持続的な運営と利用者の増大を図る計画であったかなというふうに思います。地域の活性化についても提案があり、評価ができましたので、以上のことから先ほどのグループを候補者

といたしました。

以上です。

議長（河田信彰）

4番 田端雄市君。

4番（田端雄市）

丁寧な説明をありがとうございました。

その中で、ちょっとお聞きしたいんですけども、調理師不足のままに運営されていたということが結構な減点になっているように私は感じたんですけども、そういうのは指導されておったと思うんですけども、それに対する対応がなかったということなんですか。

議長（河田信彰）

町参事兼ふるさと振興課長 田代信夫君。

町参事兼ふるさと振興課長（田代信夫）

先ほどモニタリングの評価というところ、それから公の施設の指定管理については定期的に定例会を開催しまして、その時点での予定、それから結果、そして課題、問題点を協議しているところであります。

平成29年度より、調理師不足というものがありましたので、町からは、できるだけ早く調理師の確保をしてほしいということで進めておりましたが、ハローワーク等にも2年前から求人を募集しておりますが、なかなか応募がなかったということでもあります。

ただし、今年度に入りまして1名調理師を確保し、採用したということでありましたが、その以前のモニタリングにおいては、そういうことであったということで認識をしております。

以上です。

議長（河田信彰）

4番 田端雄市君。

4番（田端雄市）

町が提示するものに対して応える、それは指定管理者が義務がありますから、それに対してしっかり応えられないということは減点に対象になることはもちろんですので、それはいい話でないかと思えます。

ただ、今回、私が思ったのは、指定管理者の指定の手続については、事業計画書にかかわってきて公の施設の効用を最大限に発揮させるということが一つ。もう一つは、その管理にかかる経費の縮減が図られるものということに出ていきますけれども、経費の縮減というのは今回図られたんですか。

議長（河田信彰）

町参事兼ふるさと振興課長 田代信夫君。

町参事兼ふるさと振興課長（田代信夫）

指定管理料につきましては、業務仕様書の中に上限額をうたっております。その上限額よりも少なくするような提案があった場合には、それも大いに評価できるかなというふうには思いますが、町としましては、上限額の算出根拠が現在の指定管理料及び来年度からの指定管理につきましては、のとキリシマツツジ園を直営で維持管理していたものを、次期の指定管理からはそこも含めて委託料として、指定管理者として入れますので、その分、以前の金額よりも若干高くなっております。その上限額につきましては5,924万2,000円ということであります。公園の管理と営業施設の管理並びにのとキリシマツツジの維持管理を含めまして、その金額で指定管理をするような事業計画になっております。

質問の縮減につきましては、具体的な縮減の方法というのはございません。あとは雇用について、今後、適材適所で管理をしていくということをお伺いしております。

以上です。

議長（河田信彰）

ほかに質疑ありませんか。

3番 馬場等君。

3番（馬場等）

議案の96号、一時借入金の最高額10億円を追加し30億円とするということで、一時借入金は歳入歳出にはあらわれてこないものですから、中身がよくわからないんですけれども、毎年この一時借入金というのは、年内に借りて年内に返すんですから出てこないんですけれども、大体どれぐらい。例えば今年度、令和1年度、一時借入金はどれぐらい今現在借りているというのはわかりますか。

議長（河田信彰）

会計管理者 角谷重弘君。

会計管理者（角谷重弘）

馬場議員の質問にお答えいたします。

一時借入金は、令和元年度は、まだ現在借り入れはゼロでございしますが、今年度は経費等は十分かかっておりますので、年度末までには30億円程度の借り入れは予定しておりますので、そういうことでご理解を賜りたいと思います。よろしいでしょうか。

議長（河田信彰）

3番 馬場等君。

3番（馬場等）

1年以内に返すお金だと思えますけれども、やはりお金は借りれば利子が何十万と、30億なら何十万ほどかかると思えますし、そういう資金繰りが少しタイトになっているのかなとも感じますので、そこはひとつ厳正に行っていたきたいと思います。

それともう一つ、将来の公債費負担を軽減するための減災基金を活用して繰り上げ償還ですね。減災基金、約3億5,000万ほど入れていると思うんですけども、そのほかに入れている財源の内訳ですね。財政調整基金なんかも入れているんだと思うんですけども、わかりましたらお願いいたします。

議長（河田信彰）

企画財政課長 蔭田大介君。

企画財政課長（蔭田大介）

お答えいたします。

予算書の30ページになります。

馬場さんのご質問では、公債費、今回補正で13億5,585万5,000円ということになっております。その財源であります。町長の説明にもありましたとおり、減災基金を活用して将来の財政負担を軽減したいということでございました。その他の欄にありますが、3億5,371万円という財源であります。

これは歳入では、おっしゃいました減災基金では基金繰入金というものがございまして。14ページ、お願いいたします。

14ページの18款2項2目減災基金繰入金という部分があります。ここに3億4,999万9,000円、これが基金を取り崩して今回の繰り上げ償還の財源にしたいということで、先ほどとちょっと差があると思います。

その差の部分は、ちょっと細かいですが、歳出で25ページの8款6項住宅費の中で、計の欄の財源がございます。住宅建設関係で地方債とか国庫補助金が確定しました。それによって財源が確保された部分、その他の欄に371万1,000円という欄があります。これが住宅使用料の宛先が住宅管理費から公債費に移る。

371万1,000円と先ほどの繰入金と足すと歳出の30ページのその他の財源の3億5,371万円となる部分であります。

そのほかの補正額のそれ以外の一般財源部分10億214万5,000円は、これは財政調整基金という財源になるということで、ご理解をお願いいたします。

財源にすれば一般財源ということで、不足分は財調から繰り入れた。今回の財源の調整で生まれた財源を含めて、不足した分は財調ということで、よろしく申し上げます。

以上です。

議長（河田信彰）

ほかに質疑ありませんか。

14番 鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

ちょっと教えてほしいんですが、きょうの提案理由の説明の中での町長の言葉の中に、「人件費の調整」という言葉、何と数えてみたら十四、五回出てくるんですね。増額補正が3,883万8,000円、減額補正が8,076万6,000円とプラマイトータルすると4,192万8,000円の減額補正なんですよね。12月会議というのは、人件費の補正、こんなに多かつたんだらうかということを感じるんですよ。期末とか会計閉鎖のときに出てくるかもしれないけれども、これについて少し、なぜこんなふうになるのかというのを、素朴な質問なんですけれども、おわかりでしたら答えてほしいと思います。

議長（河田信彰）

総務課長 赤阪浩幸君。

総務課長（赤阪浩幸）

12月の本定例会議において人件費を減額補正している理由ですね。例年でしたら人事院勧告を受けまして、町の給与あるいは特別手当等が増額になるのが通例かなということでもあります。

今回、人事院勧告、先ほど町長の提案理由にもありましてとおり、条例等を改正しまして手当改正も行っております。その影響額は月齢給で222万5,000円の増額、それから特別給で363万1,000円の増額ということで、人事院勧告を受けた増額はございます。

ただ、まずは本年度は、今回の補正は決算見込みによる補正をしたところ、年度途中で職員が途中退職したということがございます。その分の減額並びに本年度は建設事業費が大きかったということで、事業費には支弁人件費といまして、その事業に取り組んだ職員の人件費を支弁人件費で払うということがございます。そういった調整をしましてところ減額となったということでもありますので、お願いいたします。

議長（河田信彰）

ほかに質疑ありませんか。

11番 向峠茂人君。

11番（向峠茂人）

予算書の9款消防費で、先ほど町長の説明にもトランシーバーの配備と、それから現在、奥能登庁舎の屋上にある拡声器の撤去に伴う調査費と書いてありましたけれども、まず私も元団員として団員相互の連絡というのは頭にあったんですけれども、一々ポンプ車へ行ってせなできなんだんですが、これはいいなと思うんですけれども、私もトランシーバーは理解するんですけども、現在はこういった能力で、恐らく16分団プラス本部で16か7かと思いますけれども、どれだけ配備するのか。トランシーバーの能力。

それと、屋上の今現在使われている防災の拡声器を再度また利用するのか、ここで廃棄するのか。

その2点をお伺いしたいと思います。

議長（河田信彰）

総務課長 赤阪浩幸君。

総務課長（赤阪浩幸）

まず私のほうからは、非常備消防費のトランシーバーの設置についてお答えしたいと思います。また、防災行政無線については、担当が広報情報推進課で

ございますので所管の課長より答弁させていただきたいと思ひます。

トランシーバーですが、16分団全てに配備したいというふうには考へております。これは国庫補助を受けまして整備するということで、補助採択がありましたので16分団に配備。

申しわけありませんが、性能とか仕様につきましては現在手元に資料がございませんので、後ほど議員さんにお示ししたいと思ひますので、ご理解をお願いいたします。

議長（河田信彰）

広報情報推進課長 寺下昇君。

広報情報推進課長（寺下昇）

それでは、向峠議員の質問にお答えしたいと思ひます。

今現在、能都庁舎の屋上に屋外拡声器がございます。来年の7月以降に能都庁舎の解体事業が始まります。それを受けて、今現在の屋外拡声器の聞こえる範囲等々を影響等調査をしまして、新たに屋外拡声器が必要な場合は設置する調査費を計上したものでございます。

今のもし機械、屋外拡声器が使えるものは、ぜひ使っていきたいと思ひますが、多分新しいものになろうかと思ひます。それは今の調査で明らかになると思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

議長（河田信彰）

総務課長 赤阪浩幸君。

総務課長（赤阪浩幸）

先ほどのお答えに追加して、ご説明したいと思ひます。

今回のトランシーバー配備でありますけれども、消防団員の相互の情報、命令を双方向で伝達する手段として、特定小電力トランシーバーというものを配備するというであります。各消防団、16分団でありますけれども、計68個を配備。

各分団追加配備するというにより、地震、風水害等による警戒、監視、避難誘導、救助活動に消防団員の情報伝達、連絡体制の強化を図るものでありますので、ご理解のほどお願ひいたします。

議長（河田信彰）

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (河田信彰)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

常任委員会付託

議長 (河田信彰)

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第96号から議案第122号までの27件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (河田信彰)

異議なしと認めます。

よって、議案第96号から議案第122号までの27件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

休会決議

議長 (河田信彰)

日程第30、「休会決議」を議題とします。

お諮りします。

委員会審査等のため、12月9日及び12月10日、合わせて2日間を休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（河田信彰）

異議なしと認めます。

よって、12月9日及び12月10日、合わせて2日間を休会とすることに決定いたしました。

次回は、12月11日午前10時から会議を開きます。

散 会

議長（河田信彰）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

一同起立。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会（午前11時06分）

開 議（午前10時00分）

開 議

議長（河田信彰）

ただいまの出席議員数は14人で、定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

あらかじめ本日の会議時間を延長しておきます。

一般質問

議長（河田信彰）

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の形式は一問一答方式とし、質問者の持ち時間は答弁の時間を含まず30分以内となっておりますので、よろしくお願いたします。また、質問の回数は質疑と同様に原則として一つの質問事項に対し3回までとなっておりますので、遵守されますようお願いいたします。なお、関連質問についても申し合わせ事項により原則として認められておりません。

それでは、通告順に発言を許します。

1番 吉田義法君。

1番（吉田義法）

質問に入る前に、一般質問に関連する資料がありますので、事前に配付させていただいてよろしいでしょうか。

議長（河田信彰）

許可いたします。それでは、書記に配付させていただきます。

1番（吉田義法）

おはようございます。

ことしの9月の下旬から11月の初めに開催されたラグビーワールドカップで、日本チームは予選を全勝しグループを1位通過しました。惜しくもベスト4は逃しましたが、初のベスト8に入りました。あのときの日本チームのすさまじい闘志は記憶にも新しく、国民が感動し喜びを分かち合ったことと思います。

日本チームのあの成績は、偶然な出来事ではありません。対戦相手に恵まれラッキーだったわけでもありません。選手一人一人がコツコツと日々のトレーニングに励み、心と体を鍛え、苦しみに耐え、多くの時間を仲間と過ごし、技とチームを磨いてきた結果がベスト8だと思います。

そんな日本チームでも、練習中には選手とヘッドコーチが言い争うことがあったそうです。でも、それはただの言い争いではなく、お互いに強くなることを真剣に考えての意見のぶつかりだったのです。

私たち議員も町長と意見がぶつかることがあるかもしれませんが、これは能登町をよりよい町として発展するために必要なことだと思っていますし、私たちは日本チームと同じようにワンチームで町政に取り組んでいかなければならないと考えております。今回の一般質問においても、お互いに建設的に論議できればと考えております。

それでは、通告のとおり2点質問します。

最初に、圃場整備事業について質問します。

昨今は農業従事者の高齢化により耕作されなくなった田んぼがふえており、農地の荒廃が著しく進んでいるため、国や圃場整備事業により食料供給力の確保や国土の保全、防災などを図っています。また、農業従事者にとっては、農地の区画を広くし、農道や水路が整備されることから、生産コストの低減が図られる重要な事業となっています。現在は能登町内でも柳田地区の珠洲道路に面した農地が整備されているのを目にすることができますが、町内の圃場整備事業の進捗状況と今後の計画について説明をお願いいたします。

議長（河田信彰）

農林水産課長 五田秀綱君。

農林水産課長（五田秀綱）

それでは、吉田議員の質問にお答えをいたします。

まず、圃場整備の進捗状況ですが、当町では現在5つの地区で事業が進められています。そのうち令和3年度までに4地区が完了し、残り1地区についても令和6年度に終了する予定となっています。

取り組み状況について奥能登管内の市町と比較をしてみますと、能登町の5地区に対し、穴水町が2地区、輪島市は1地区、珠洲市では現在取り組まれておりませんで、事業採択件数では当町が突出して高くなっております。

しかし、その一方で、県が公表している圃場整備状況資料によりますと、大区画化整備の対象農地に対する30アール程度の区画の整備率は、県の平均が81.5%で、近隣市町では珠洲市が84.8%、輪島市が81.3%である

のに対し、能登町は65.8%、穴水町は47.6%となっています。

このことから、当町はまだまだ県営ほ場整備事業を推進していかなければならないと認識しています。

今後の計画についてであります。集落支援員と当課の職員が幾つかの地域に入り話し合いを進めておりました。令和2年度には2地区の新規採択が予定されています。今後も地元調整を行いながら、事業要件が合致するところから順次、石川県と協議をして計画を前に進めたいと考えております。

議長（河田信彰）

1番 吉田義法君。

1番（吉田義法）

近隣市町と比較すると全体の整備面積比率はやや低いようですが、中山間地の農地をここ数年で多く整備しており、今後も継続されるということがよくわかりました。大変よいことであるというふうに思います。

私の住んでいる地区の4集落でも圃場整備事業に取り組む準備を進めており、何度か農林水産課より説明をしてもらいました。まず事業に取り組むに当たり、地区推進協議会を設立し、その後は協議会を中心に事業を推進していくこととなりました。協議会の事務局は地区住民で行わなければならないが、町職員でないほうがよいと説明を受けました。

地区の草刈り作業や町道の清掃、集落の神社の修復などをする際、地区の建設業者の方などは重機や道具などを率先して持ち込み、作業を行っています。それぞれの方が得意分野で力を発揮され、共同作業が成り立っている部分があります。

事務作業は町職員にとって得意分野ですし、日ごろより地区に貢献することが望ましいと考えます。また、事務作業を行えるような方や町職員がいない場合は、圃場整備をしたくてもできない地区もあるのではないかと考えられます。そのため農林水産課で職務として協議会の事務作業などを行うことにより、地区住民の負担軽減や事業の推進が図られると思いますが、町長の考えをお聞かせください。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは吉田議員の質問に答弁させていただきますが、圃場整備事業という

のは、議員もおっしゃったとおり、水田等の農地を大区画化し、農道や用排水路の整備を総合的に実施する事業ということでもあります。大型機械の導入が可能となることで労働生産性が向上し、農業経営の安定が図られます。また、農地の荒廃防止や集積、担い手の育成にもつながっていきます。

ただ、議員ご質問の地区住民の負担軽減のために事務作業を地区の町職員や農林水産課で行うことについてであります。現在、県営ほ場整備事業を実施している5地区につきましては、全て地元ではほ場整備事業推進協議会を設立し、そこが中心となって事業を進めております。個人所有の農地を整備する事業であることから、原則として農家の申請、同意に基づき実施されております。

そういう事業の性格を踏まえまして、町としては、今後も事務作業の主体は地元の方などに担っていただき、それを集落支援員や職員がバックアップすることで地元の負担軽減につなげたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（河田信彰）

1番 吉田義法君。

1番（吉田義法）

今後も担当課や町職員の方のできる限りのサポートを求めます。

圃場整備事業を推進する上で、もう一つ難点があると考えております。それは整備後の担い手であります。整備された土地は、担い手のみが耕作することができ、ここで言う担い手とは団体としては農業法人、個人では認定農業者だったと把握しています。今後、整備される土地がふえることにより、担い手不足や、整備済みの土地であっても中山間地区の農地は広く、区画するには限界があり、作業効率が低いため担い手からも敬遠される可能性があります。

手続をすれば集落でも団体の担い手となり得ます。もちろん個人でも認定農業者の資格を取得できるようですが、現在の農業従事者の担い手の対象となるよう条件の緩和が必要だと考えます。町の見解をお聞かせください。

議長（河田信彰）

農林水産課長 五田秀綱君。

農林水産課長（五田秀綱）

それでは、吉田議員の質問にお答えをします。

現在の農業従事者も担い手の対象となるように条件を緩和できないかというご質問だったかと思っております。

まず、農業の担い手の定義についてでありますけれども、町が農業経営基盤強化促進法に基づきまして定めた農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想というものがあまして、その中で担い手である認定農業者について定義をしております。

簡単に説明しますが、認定農業者になるためには、5カ年間の農業経営改善計画を立てることが必要で、計画最終年度の年間所得目標をおおむね300万円、年間労働時間を2,000時間として、県の同意を得て町が認定をしております。

この基準というのは、能登地域における他の産業の従事者と同程度の生涯所得を得るために算定されたものであまして、農業をなりわいとして安定的に経営するために必要な水準であります。県営ほ場整備事業が一つのきっかけとなり、柳田地区のほうでは2人の水稲農家の方が来年、法人化を検討しているというふうにも聞いています。

また、担い手がいない集落等において、集落営農組織を法人化して地域の農地を集落全体で守っているという、そんな事例もあります。集落が新たな担い手となる。これも農地や農村景観を守る一つのあり方で、このような取り組みに対しても町は応援してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

議長（河田信彰）

1番 吉田義法君。

1番（吉田義法）

圃場整備事業は、国の事業でありますので、町独自に仕組みを変えることはできないと思いますが、今私が申し上げた2点は、圃場整備事業に取り組む上での難点であります。

また、現在の耕作者は農業を生きがいとしている方がたくさんいます。事務作業や書類づくりはできなくても、米づくりのプロであります。この方たちなくして能登の田んぼは維持できないというふうに考えております。事業の促進と農地の安定的維持のため必要なことですので、県や国への働きかけを望みます。

次の質問に移ります。

小木中学校の今後について質問します。

近年は、著しい少子化により能登町の児童生徒数は減少しています。特に小木中学校の生徒数は、ことしの新入生が2人だったこともあり、全校生徒数は25人と聞いております。少人数であっても悪いことだけではなく、生徒一人

一人の個性や特性に応じた教育活動がしやすく、個々の力や適性を伸ばしていきやすいということや、クラスがえがないので互いの関係を深めやすいなどのメリットがあると考えられます。

しかし、体育や音楽の授業では、学習そのものの成立が難しいことや、運動会、部活動などの集団活動の活性化が難しいです。また、人間関係が固定化され、問題等が発生した場合には解消が難しいなどのデメリットがあります。

少数学級、複数学級、それぞれにメリット、デメリットがありますが、私自身は、小学校の4年生までは同級生2人の松波小学校国重分校に通ってまいりました。分校は4年生までが通っていて、在学中の1年生時の6人が最高人数でした。もちろん複式学級でした。5年生からは当時、隣町であった能都町の宇出津小学校に通いました。本校の松波小学校ではなく、地理的にも近いため、私の集落では親よりもずっと上の世代から宇出津小学校に通ってまいりました。もちろん昔ですし、隣町に通っているわけですから、スクールバス等はありません。4キロの道のりを1時間ほどかけて学校へ行くんです。帰りも1時間かけて家へ帰ります。

同級生2人から一気に100人ほどになりました。卒業後は能都中学校に通うのですが、これも昔からで、私の同級生はその当時、入学時に約170人いました。

分校の話に戻りますが、分校は楽しかったです。子供ですから何の疑いもなく、そこしか知らないのですから、不自由とは思いませんでした。宇出津小学校へ通うようになり、全く違う世界だったので最初は不安でした。いろんなことに戸惑いました。しかし、勉強もスポーツも学校行事も遊びも、たくさんの人がいればこんなにいろいろなことができるのだと驚きました。どれもすばらしい体験でした。

このように複式学級と普通学級の両方を経験した私としては、できる限り複数学級で学ぶほうが子供たちにはよいと考えております。少人数になった中学校においては、順次統合し、将来的には町内で中学校は1校が望ましいと思います。小木中学校においては、もう既に統合の時期が来ていると、6月の定例会議一般質問でも同じことを述べました。

教育委員会事務局長に質問します。6月議会以降、小木中学校の存続や統廃合について、住民からの意見は届いておりますか。また、町として何らかの調査は行いましたか。

議長（河田信彰）

教育委員会事務局長 大庭毅君。

教育委員会事務局長（大庭毅）

吉田議員の質問にお答えいたします。

住民から小木中学校の存続や統廃合についての意見は届いているかといった質問でありましたが、6月議会以降、小木中学校の存続や統廃合についてのご意見等は現在まで届いておりません。

また、町といたしましても中学校の統廃合等についての調査などは現在のところ行っておりません。

以上であります。

議長（河田信彰）

1番 吉田義法君。

1番（吉田義法）

意見もないし調査もしていないということであります。

6月定例会議以降、幾人の方から私の意見に賛同する声をいただきました。しかし、肝心の小木地区の方からは賛成意見も反対意見も届いていませんでした。そのため今確認させていただきました。

半年たった今でも、少人数になった中学校においては順次統合し、将来的には町内中学校は1校が望ましいと考えています。時期や人数については、人それぞれ違うと思いますが、統合は避けて通れないと考えます。保育所は年度当初の児童数10人未満になった場合、少人数では保育活動に支障があり、よい保育環境と言えないことから当該保育所を閉所してきたように、中学校においても統廃合を考える際の基準となる1学年当たり、または全校の生徒数を定めおくべきではないかと考えます。

このことについて、教育長の意見を求めます。

議長（河田信彰）

教育長 中口憲治君。

教育長（中口憲治）

それでは、私のほうからご質問にお答えしたいと思います。

6月議会の答弁でもありましたように、能登町小中学校適正配置方針及び実施計画の中には、中学校の適正規模、適正配置の方針が示されております。そこには、中学校の適正規模の方針として、能登町における適正規模の確保、また、仲間と一緒に協力し活動できるなど、中学校の教育活動に制約が生じず、また複数の部活動から自分の希望する部を選択できる規模を目指すとなっております。

ります。

適正配置には、中学校の地域性、通学時間おおむね1時間以内となる旧3町村を基本とし、その地域単位で能登町における適正規模を目指すことになっております。

以上であります。

議長（河田信彰）

1番 吉田義法君。

1番（吉田義法）

私の質問にお答えしていただけないような気がするんですけども。

中学校は、保育所とは違いますが、統廃合の議論をスタートさせる上で、不公平にならないよう基準を定めておくべきだと考えます。

先ほどから述べているとおり、小木中学校においてはもう既に統合の時期が来ているという考えですが、小木地区の方はどのように考えておられるのか。特に、これから小木中学校に入学するであろう小木小学校へ通う全児童の保護者を対象に、統廃合ありきではなく、純粹に小木地区の子供たちがよりよい中学校生活を送れるよう環境づくりの参考にするため、11月から12月にかけてアンケート調査を実施しました。児童数は69人、保護者数は54人ですが、児童数分、配付したので、回収したアンケート用紙は62枚となりました。先ほどお配りしたのがアンケート結果になります。複数回答した保護者がいることで正確な回答率ではありませんが、90%以上で、限りなく100%に近い回答率であると考えております。

お手元に配付済みの用紙で、アンケート結果の説明と私の意見を述べさせていただきます。

質問は10項目です。質問の1と2は児童の性別と学年ですので、3番から説明します。また、複数に回答した方がいるので、回答用紙の枚数と回答数が一致しない項目があることをお断りしておきます。

まず3番、小木中学校が現状のまま存続している場合の入学について、「①入学させる」が47人で一番多いのですが、「②町内の他の学校へ入学させる」に9人、「③町外の学校へ入学させる」に1人、無回答が7人で、子供が6年生になったときの状況を見て考えるなどあり、現状のままだと約1割から2割の児童が小木中学校へ入学しない可能性があります。

続いて4番、小木中学校の存続については、「①存続してほしい」が辛うじて24人で一番多いのですが、「②統廃合はやむを得ない」の23人、「③統合してほしい」が18人となり、②③の合計は約3分の2を占めます。ただし、②③

と回答された方の大半は存続してほしいと考えていると思います。母校であり地元の学校であるわけですから、心の底から②③と回答する人はいないと思います。現状の児童数などを考えて、やむを得ず②③と回答されていると思います。

次は、統合するとしたらいつだと思えますかですが、注目していただきたいのは、先ほどの質問4で小木中学校が存続してほしいに24人いましたが、統合しなくてよいは10人となっており、やはりここでも統合してほしいが現状では難しいと考える方がいることがわかります。

6番、もし小木中学校が統合するとしたらどれが望ましいと思えますかでは、「①まずは松波中学校と」「②まずは能都中学校と」はそれぞれ11人で、「③町内の全中学校と」が35人で断トツで多くなっています。これは私の予想外で、①松波中学校と回答する方が思った以上にありました。これは、松波小学校と小木小学校の子供たちが一緒にスポーツ少年団のドッジボールや野球クラブなどで活動しているからだと推測します。

7番、小木中学校へ入学した場合のよい点で多いのは、当然ながら「距離が近く通学しやすい、安心」が41人と断トツに多く、続いては「伴旗づくりや海洋教育など小木の特色ある教育を受けることができる」や「地域の人と触れ合うことができる」が続いています。

8番です。小木中学校へ入学した場合の問題点や不安点で多いのは、これは予測できました。「部活動数が少なく選択枠が少ない、まともに活動できない」というようなことで31人と多く、続いては「人間関係や授業、行事に影響が出そう」と、いずれも生徒数が少人数であることで生じる弊害が挙がっています。

9番の町内のほかの中学へ入学した場合の問題点や不安点では、「通学方法やバス代などの負担について」が挙げられています。

最後に、10番、そのほかのご意見やご要望では、「統合するのであれば早く対応してほしい」や「統合した場合はスクールバスを配置してほしい」、「小木中学を絶対になくすな」、小中一貫や中高一貫などの意見も挙がっております。また、「子供の未来について以前から不安があった。対応が遅い」や、「本当に子供のことを考えているのか。この町は何を考えているのだ」などのたくさんの意見が挙がっております。

先ほどから申し上げますが、私は、少人数になった中学校においては順次統合し、将来的には町内で中学校は1校が望ましいと考えております。

小木中学校においては、もう既に統合の時期が来ていると思っています。町が考えている適正な形は何か。また、このアンケート結果を踏まえて、町長はどのように考え、何をしなければならないとお考えでしょうか。お答えください

い。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、吉田議員の質問に答弁させていただきますが、まず、学校というものは児童生徒のために設置されている施設であります。学校統廃合の適否の検討に当たっては、児童生徒の教育条件の改善の視点を中心に据えなければならないというふうに考えております。

統廃合に関しましては、地域事情やさまざまな意見がある一方、今後も少子化というのはさらに進むことが予想される中で、子供たちが生きる力を培うことができる学校教育を保障する観点からも、統廃合というのは避けては通れない道だと考えておりますが、通学距離や時間、地理的な事情や地域とのつながりなども考慮しなければならないと考えております。

また、無理のないスムーズな統合のためには、やはり生徒や学校間の交流等を十分に行いながら時間をかけることも大切と考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（河田信彰）

1番 吉田義法君。

1番（吉田義法）

6月議会のときと余り変わらないような答弁で、少し残念でありますけれども。

6月定例会議時点で、今もそうですけれども、中学校の統合については消極的だと感じていました。もし統合するとなった場合の第一条件は何だと考えるかと質問しましたところ、町長は覚えておいでますか。保護者や地域の方から統合の要望が上がれば、直ちに検討委員会を立ち上げ、準備に取りかかると回答されました。よって今回、保護者の皆さんの声を届けるためアンケート調査を実施しました。

その際、私一人では調査が難しかったので、いろいろな方に協力を依頼しました。その中の何人かには、やんわりと断られました。その理由はいろいろあると思いますが、自分の立場を守ろうとする方や、ただ面倒なことにはかかわらないようにする方、皆さん多かれ少なかれそういう思いはあると思いますが、子供のためならと快く協力してくださった方もいます。その方は、私に協力し

ていることは誰にでもわかることなので、統合に反対されている保護者の方からはよい印象は持たれていなかったと思います。それゆえ、協力してくださった方には心より感謝しております。

また、アンケート結果に記載してありますが、10番のほうですね。「小木を廃校にしたいんじゃないですか。このアンケートは松波のことしか考えていないと改めて感じました。能登町全体を考えてください。応援できません。残念です。何がしたいのですか」と。恐らく統合に反対の保護者の方のご意見だと思えます。

私の考えや気持ちをご本人に伝え切れていないこともあり、一部誤解されている点もあるかと思いますが、例えば、私は小木中学校は松波に統合したほうが良いとは思っていません。順次少なくなった中学校は統合するわけですから、町の中心であります能都中学校に順次統合するということが一番最善だというふうに思っております。

このアンケート調査を行った私を強烈に批判されております。でも、このことは考え方が違えば当然のことですし、このような意見もあるのではと予測済みでありました。どのように思われても、私は子供たちのことを一番に考え、統合が最善の手段の一つだと考えております。

町長も教育長も事務局長も、批判などを恐れず、子供たちのために最善を尽くしてください。アンケートはわずか10個の質問ですが、一枚一枚に保護者の気持ちが込められております。高学年の児童の保護者は、中学入学前の早急な対応を望んでいますし、現状のまま中学校が存続しても、周りの保護者から批判は覚悟の上で他校へ子供を入学させることを決意している保護者の気持ちも読み取れます。アンケート用紙の写しを教育委員会へ提出しますので、一枚一枚ごらんになり、保護者の皆さんの気持ちを読み取ってください。

以上で質問を終わります。

議長（河田信彰）

以上で、1番 吉田義法君の一般質問を終わります。

それでは次に、7番 市濱等君。

7番（市濱等）

私は、まず初めに、日本国民に希望を与えていただいたノーベル化学賞を受賞された、私らと同じ年代であります。吉野彰さんに、この場をかりて敬意とお祝いを申し上げたいと思います。おめでとうございました。

それでは質問に入らせていただきます。

町村合併から15年、合併当時、10年で新庁舎設置を計画し、精力的に事

業展開をされたと思いますが、結果的に5年余りの歳月が超過して、物価も高騰し、オリンピック、自然災害の影響も建設費も高騰いたしました。この間、地方の経済も疲弊し、産業の衰退、人口も減少。この5年間で住民の負担は大きく膨らんだのではないかと思います。

議会が能都庁舎に移動してから丸4年がたちます。その間、大きなプロジェクトの証人としてこの場にいさせていただいた。一般質問も何回かやらせていただいた。今の状態での質問は今回限りであります。町長に対してサイドから横やりを入れているような立ち位置で、おもしろくありませんでした。町長も横目で一べつした答弁で、さぞかし気を使われたのではないかなというふうに思います。

気を取り直して、この議場での最後の質問をさせていただきたいと思います。各種証明書類、郵便局発行は可能かということでお聞きいたします。

本庁舎、内浦、柳田両支所も完成し、住民サービスの利便性もアップ。この時代に合った住民サービスが可能な環境ができたのではないかなと喜んでおります。

しかし、住民の高齢化、また過疎化に拍車がかかり、人口減少が著しく、とまらない。本庁舎、支所、出先機関のある地域の住民、町民は、手軽に役所における手続は可能であります。しかし町長もお話しされておりましたが、能登町も意外と広いということをおられました。一部の書類が欲しくても一々バスに乗るか移動手段を考えなければならない。少しでも近くに目的を達したいのが町民の皆さんの思いではなかろうか。高齢化で運転もおぼつかない。免許証の自主返納も時代の波になってきている。できるだけ近くに便利なところがあれば利用したいと住民は願っていると思います。

能登町でも一部の証明書、納税はコンビニでの発行、収納は可能になりましたが、しかし、比較的人口の多いところで役所の出先機関、コンビニなどが無い地域があります。例えば、我々が住んでおります白丸地区、高倉地区、瑞穂地区、神野地区などで多くの皆さんが生活をされています。その方々の利便性をも考慮し、少しでも便利になればと考えております。

そこで、この地域に長く根づいて郵便業務をされている方々に役所の証明業務の一部を担っていただき、地域住民の利便性向上に一役買っていただくということではできないか。町民の利便性の向上、サービスの公平性が増すと考えておりますが、町長の考え、答弁をお聞きしたいと思います。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは市濱議員の質問に答弁させていただきますが、議員がご指摘のとおり、過疎化等の影響で役場窓口や支所等のない地域、そして、これまで証明書等の発行をしていた施設等の廃止によって証明書等の発行を郵便局に委託する取り扱いが全国的には増加していると思われまます。

当町におきましては、現在、本庁、内浦、柳田庁舎及び鶴川、小木支所の5カ所で、また奥能登2市2町の広域圏内での証明書等の発行を可能とさせており、充実したサービス機能を維持しているところでもあります。今後、当町におきましても支所の廃止等が考えられる場合には、郵便局等での取り扱いも検討しなければならないと思いますが、現時点においては現状のサービスを維持したいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

議長（河田信彰）

7番 市濱等君。

7番（市濱等）

郵便局は、地域防災にもいち早く取り組み、県内の郵便局長さんは全て防災士で、地域の防災にも精力的に取り組んでおいでになります。何かと身近な存在であり、安全性も信頼ができ、まことに頼もしく感じますが、今後、交通システムの整備、移動手段の改善がいかによくなるかが、近くに目的を達成することがあるのが最高だと私は思ひます。必要なときが必ず来ると思ひます。そのときに備えて、できたら研究されることを期待をいたします。

次に、防災事業、防災訓練について質問したいと思ひます。

まず第1に、災害発生の予防防災ということでお聞きをしたいと思ひます。

自然災害を防御する、防ぐということは、人類にとって至極大変なことだということは皆さんもご存じのとおりであります。例えば、東日本大震災における数千億円をかけた防波堤、跡形もなく崩壊をした。自然の脅威ははかり知れないものがあり、到底克服できないだろうと思ひます。力と力じゃ遠く及ばないでありませうが、災害のメカニズムを研究し、地球、大自然の営みを理解し、人命を守ることの確率を上げることは可能であろうと思ひます。

地球温暖化が叫ばれて久しいが、地球の温暖化で台風も狂暴化して、日本列島各地で毎年のように大災害が起きております。以前は治山治水事業で、豊かな山林は国土を守る盾であったはずでござひます。

今年度も台風15号、19号は、まことに大きな風害、大水害を引き起こしました。風害、大水害の災害の原因として、森林の荒廃も一つの大きな要因ではなからうか。予防防災を考えたとき、地球温暖化を防ぐときに、森林の荒廃

を食いとめ、森林保全、森林造成に取り組むべきだと思います。これは国を挙げて取り組んでこそ成果が見られるかなというふうに思いますが、国の政策に期待するところではありますが、町としても予防防災の観点から森林政策を重点的に取り扱う必要があるのではないかと思います。

参考でございますが、森林保全に対して、のと共栄信金は石動山に二十数年前からドングリ等の植樹を実行して地域の森を守っております。岡山県真庭市の銘建工業は、木材による集成材を開発し、山間部に大きな光を当てております。最近では建築資材の大きなはり材に使用され、需要が高まっており、集成材も鉄骨トラス組み工法と同じで仕口は鉄板とボルトで固定され、高層建築にも大いに使用されております。

このように森林を利活用した地域活性化の前例もあります。

予防防災、森林政策のこのことについて、町長の考えをお聞きしたいと思います。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、市濱議員の質問に答弁させていただきますが、市濱議員のおっしゃるとおり、森林の手入れ不足というのは災害発生の要因の一つであると認識しております。特に人工林では、間伐という作業は欠かせないもので、間伐せずに放置しておきますと、木がやせ細り風雪害に弱くなるほか、地表に下草が生えず土砂が流出しやすくなります。当町におきましても、木材価格の低迷や担い手不足等により間伐を始めとする適切な管理がされていない森林がふえ、私自身も危機感を持っているところでもあります。

これは全国的な問題であり、その解決のために、ことし4月からスタートしたのが森林経営管理制度であります。経営管理が行われていない森林を市町村が仲介役となりまして、森林所有者と民間事業者をつなぐことで適切な経営管理を行おうというものであります。

市濱議員からは、手入れ不足によって荒れた森林の調査に取り組めばということもありましたが、今ほどお話しした森林経営管理制度に基づきまして、今年度から順次、森林所有者の方を対象に、町が経営管理についての意向調査を進めていきたいと思っております。

それらの財源となっているのが、議員もご存じの森林環境譲与税で、今年度から全国全ての市町村に交付されているものであります。当町でも、今後も森林環境譲与税を活用しまして、手入れが不十分な場所も含めた森林の適切な経

営管理に向けて取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

議長（河田信彰）

7番 市濱等君。

7番（市濱等）

すばらしい答弁であったなど。先ほどの答弁で、町としても放置林の適正な管理を目指して動き出しているということで、森林回復に力を入れておられるように、期待をしたいと思います。

さて、予防防災を考えたとき、石川県防災人材バンクなどを活用した出前講座も必要と思ひます。特にハザードマップの詳細などは、まだまだ日ごろの生活の中に溶け込んでいないように感じています。ハザードマップには、津波の想定高、軟弱地盤等の位置情報などが表示されておりますが、宅地造成、宅地の購入など人生に大きな買い物をするとき、本当に役に立っているのかと大きな疑問を感じております。発災し、被害が発生し、人命が失われた現場の状況などを見て、なぜこんなところに住宅を建てたのか、建築許可が出ているのだろうか。ここならば少しの雨でも必ずや土石流が発生するだろう。小さな地震、少しの揺れでもこの山は崩壊するだろうということが地形、山肌の状況など一目で判断できるであろう。なぜこのように住宅、生活圏が造成されているのだろうかと疑問が湧くことばかりであります。

日本列島の平地は国土全体の3割程度と聞きますが、災害、被害に遭わない利活用、方法は必ずあると思ひます。大雨による土石流発生災害、大地震による大津波災害、近年は台風による大雨、河川の氾濫が大きな被害をもたらしております。現状をつぶさに考察すると、経済活動、一部の利便さを求めたことで大きな災害に見舞われ、遭遇しているようにも思われます。

例えば、河川敷内にグラウンドを造成する。河川敷内に耕作地を造成しても取り締まりが緩い等々、大自然の前に人間のわがままさが大災害を引き起こしている。

地方自治体は、予防防災を最重点課題として取り組むことが必要ではないかと感じております。能登町でも、河川の現状を見ると堆積土があるところを多く目にします。川もかなり改善されて、災害発生は少なくなってきましたが、狂暴化する自然災害は猛威を振ります。

先ほどもお話ししましたが、予防防災を促す啓蒙、情報発信を定期的に発信し、住民に認知していただくことこそ最重要ではないか。各家庭、個々人がちよつと暇なときに頭の中でイメージ防災を考える。イメージトレーニングも重

要だと考えます。

町当局として、予防防災として、防災訓練はもちろんでございますが、特に注意をして取り組んでいることはありますか。お聞かせください。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、市濱議員の町として災害予防対策で特に注意をして取り組んでいることはあるかというご質問ですが、防災対策には、十分とか絶対大丈夫とかいうものはないと思っております。日ごろから防災対策をしておくことで被害を最小限に食い止めることはできると考えております。

その中でも基本となるのが自助であり、一人一人が自分の身の安全を守ることだと思っております。特に災害が発生したときは、何よりも自分が無事であることが最も重要であります。自助に取り組むためには、まず、災害に備え、自分の家の安全対策をしておくとともに、家の外において地震や津波などに遭遇したときの身の安全の守り方を事前に知っておくことが重要でありますので、当町といたしましては、避難場所や避難所の指定、土砂災害ハザードマップの作成、配布、そして防災週間等各種行事などで防災に関する情報の発信と普及啓発に努めております。

また、大規模な災害が発生した場合には、地域住民が防災関係機関と一体となって初期消火、避難誘導、被災者の救出、救護等の自主的な防災活動を行うことが被害の拡大を防ぎ、円滑な災害応急対策を実施する上で極めて重要でありますので、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織の結成やその活動への支援、また防災士の育成に努めているところであります。そのほか、地域に出向きまして防災関連の出前講座を行ったり、スキルアップ研修会等を開催しまして、防災意識及び防災知識の向上に向けてさまざまな取り組みを行っているところであります。

今後におきましても、災害の発生を未然に防止し被害を軽減するため、防災に関する施設、設備の整備と、町民一人一人の防災意識の高揚のための施策の実施や継続的な防災訓練の実施など、災害予防の強化を図っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（河田信彰）

7番 市濱等君。

7番（市濱等）

次に、発災時における対応について、警戒レベル、行動を促す、災害の発生状況を発表する、避難勧告、避難指示、高齢者に避難準備情報等、防災情報が5段階で伝えられることになっていますが、町民の皆さんはご理解されているのでありましょいか。

警戒レベル1では災害への心構えを高める。2ではハザードマップなどで避難行動をどのようなルートでたどるか等を確認する。警戒レベル3では高齢者や要介護者は避難行動を開始する。レベル4は対象地域住民全員が避難する。レベル5は命を守るために最善を尽くす行動をとる。このように危機管理の担当係官は表現されると思いますが、能登町民は理解されているのでありましょいか。

私自体、避難という言葉がなかなか身につかない。私の場合、危険から逃れる反射的な言葉としては、逃げる、逃げろが身についている。放送の場合、避難レベル1、2では逃げる準備をしてください。3は高齢者、体の不自由な方は逃げてください。4では全員安全なところに逃げてください。5では命を守る行動をとってください。想定に捉われることなく率先して逃げてください。最善の努力で逃げてください。放送時点で地域の言葉でこのような表現はできるのか伺いたいと思います。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、議員がおっしゃるように、ことし3月、国の避難勧告等に関するガイドラインが改定されまして、市町村が出す避難情報と国や都道府県が出す防災気象情報と警戒レベルが5段階に整理されたことを受けまして、当町でも6月1日より新制度による運営を行っております。

そして、新たな制度の内容につきましては、町のホームページに掲載しているほか、6月号の広報配布の際に新しい避難情報が掲載されたチラシを回覧させていただきましたが、大変重要な情報でもあるため、再度、8月号の広報配布の際に全世帯に配布をいたしております。今後も、さまざまな機会を見て制度の周知を図っていきたくと考えております。

また、町が発令する避難情報につきましては、さまざまな情報をもとに判断することから、必ずしも国の警戒レベルの避難情報と同時に発令するわけではありませんので、住民の皆様には、町が発信、配信する情報に注視していただくことをお願いしたいというふうに思っております。

町としましても、決して空振りを恐れずに、早い段階で判断し、避難を呼びかけていきたいと考えております。

伝達文の内容につきましては、能登町避難勧告等の判断・伝達マニュアルの中で例文を記載してありますが、住民に対して災害発生時における情報が迅速かつ的確に伝達できるような文面として、そして繰り返し放送することで、その緊急性や強調性を伝えていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（河田信彰）

7番 市濱等君。

7番（市濱等）

私とすれば、個性豊かな新しい言葉、造語をつくって、一目でわかる、一言で通ずるものがあればなというふうに思っております。

次に、令和元年10月6日に開催された能登町総合防災訓練について質問をしたいと思っております。

今回で8回目を数えた町総合防災訓練について、この点がすばらしかった、ここはこのように改めねばならないと感じたということについてお聞かせを願いたい。

メイン会場を合わせて6会場で訓練され、小学校5校、中学校1校が避難場所と指定されて680名を超える生徒諸君、一般の方々、避難者は700名を超える参加があったと聞いております。今回の訓練については、町民の私から見ると10%弱の方が参加したのではないかなというふうに思います。8回目ともなると住民の意識も徐々に薄れていくことが多いと思います。実際の災害でも、時間がたつとともに記憶が薄れてまいります。

能登町でも、それぞれの地域によって想定される災害は少しずつ違うと思います。例えば我々のところでは、台風、風などが海面に対して吹き荒れる竜巻なども発生します。竜巻のため大きなひょうが降り、農作物が全滅したことも記憶にあります。風のために大きな山林火災も発生しております。

各地域を分割想定した特色を生かした防災訓練も必要と思います。また、総合訓練は本部を1カ所に決めて訓練も必要ではないかと考えますが、町の今後の防災訓練の取り組みについてお聞きしたい。町民全員が防災に関心を持ち、体で覚え、会得する特色のある防災訓練を始め、地域住民の参加率を上げる講演会などを開催する。きめ細やかな取り組みこそ非常時に役に立つのではないかと思います。

このような取り組みが必要ではないか、伺いたいと思っております。

議長（河田信彰）

市濱議員、一つの質問事項に対して3回までとなっておりますので、これで4回目です。最後にしてください。

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、市濱議員の質問に答弁させていただきますが、町の総合防災訓練につきましては、年に1回、防災関係機関との連携のもと、その内容を協議し、具体的かつ実践的な訓練となるように努めております。

本年度は、柳田小学校をメイン会場に大地震を想定した訓練といたしました。より実践的な訓練となるため、災害対策本部を新庁舎に設置し、安否の確認や各関係機関との連絡方法、避難所開設に向けた役割分担や各班の動き、受け入れ方法等を確認することができました。また、訓練会場では、起震車や煙体験、消火器訓練などを体験することによりまして、被災した場合に落ちついて行動できる学習ができたと思っております。

訓練に参加された方々の真剣な姿から、防災についての意識を高める機会とすることができたと感じております。

今後の総合防災訓練についてであります。来年度は10月4日日曜日の開催を予定しております。内容につきましては、各種防災関係機関と連携を図り、より多くの住民に参加していただけるよう計画をしていきたいと考えております。

そのほかにも毎年、県主体の原子力防災訓練や土砂災害対応訓練、のと空港での防災訓練などにも積極的に参加いたしまして、防災対応業務の習熟と課題発見に努めていきたいと考えております。

また、議員がおっしゃるように各地域で行われる防災訓練につきましては、地域全体の災害対応力を高める重要な活動と思っておりますので、引き続き地域における防災活動を支援していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（河田信彰）

7番 市濱等君。

7番（市濱等）

議長にもう一つお願いがございます。ちょっと確認したいことがあるのですが、よろしいでしょうか。ほんの少しです。よろしく申し上げます。

議長（河田信彰）

どうぞ。

7番（市濱等）

ありがとうございます。

それでは、避難指示のことですが、避難指示が避難勧告と同じ警戒レベル4になったことが考え方は変わったのか。これだけちょっと町長、答えていただければありがたいなと思います。よろしく願いいたします。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、市濱議員の避難指示が避難勧告と同じ警戒レベル4になったが、考え方が変わったのかというご質問だと思いますが、これまでは避難指示の呼びかけが最終段階でありましたが、災害が発生していることを把握した場合は、災害発生情報を発令することとなります。

避難勧告と避難指示につきましては、これまでどおり災害による被害が発生する可能性が高まった場合に「避難勧告」を発令し、さらに状況が悪化し被害が発生する危険性が高まった場合には「避難指示」を発令いたします。

いずれの場合も速やかに避難所や安全な場所への避難行動を呼びかけるものでありますので、今回より同じ警戒レベル4に整理されたものというふうにご理解いただきたいと思います。

議長（河田信彰）

7番 市濱等君。

7番（市濱等）

ありがとうございました。近年の災害情報を見ていると、平和な暮らしが一瞬に一変する。人生を変えるのは自然災害であると。晩年に避難生活を余儀なくされる大変な苦痛を味わわなければならない。このようなことを最小限に食いとめるためにも、能登町民の皆さんに防災知識、自然の摂理を身につけていただき、講習会、訓練が大切だと思います。この町が有数の防災意識の高い町になるよう、皆さんとともに研修、訓練に高いハードルを設けて取り組まなければならないと提言をして、この質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（河田信彰）

以上で、7番 市濱等君の一般質問を終わります。

休 憩

議長（河田信彰）

ここでしばらく休憩いたします。開会は25分をお願いします。（午前11時12分）

再 開

議長（河田信彰）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午前11時25分再開）

4番 田端雄市君。

4番（田端雄市）

公明党の田端雄市です。

さきに、先月、11月30日に台風19号で被災した長野県のほうに災害現場を見てまいりました。議場の皆様と、また放送を聞かれている町民の方々とともに被災地の情報を共有したい、このように思いまして報告をさせていただきましたと思います。

長野県のほうに参りまして、今回、視察の場所が千曲川の流域の下水道の終末処理場、それから千曲川の堤防の決壊された場所、それから長野県の長野新幹線の車両センター、そして仮設住宅などを見てまいりました。

初めに、今回の長野県の被害は非常に広範囲にわたりまして、長野市に入る前に道の駅小布施というところで食事をして入ったわけですがけれども、小布施から約二、三十分走って長野市に打ち合わせをしたわけですがけれども、着きましたらすぐ言われたのは、小布施はこの3日前にオープンしたところだという話でございました。二、三十分車で走って、やっと、それでもまだ被災の浸水の場所だったということなので、非常にその地域が広範囲にわたっているということでした。

浸水の範囲は東京ドーム約200個、961ヘクタールに及ぶという話でございました。長野県の被害総額は、11月30日現在で2,464億円ということでした。

そうした中で視察に入らせていただいたわけですが、最初に千曲川の流域の下水道終末処理場に参りました。この処理場は14万3,000人を対象にした処理場でございます、かなり大きな4つの市町をカバーするような処分場になっているようでございます。今回その中に入りまして、ずっと見させていただきまして、使えるものは何かというのを聞きましたら、残っている建屋だけ、コンクリートの建屋だけが使える。被害総額が160億に上る、こういう話でございましたし、また復旧までに2年半以上かかる、このような被害でありました。

それから、千曲川の堤防の決壊の場所に行きました。穂保地区ですかね。あそこに行きまして現場を見ましたところ、その千曲川の川幅は、まず川幅が1キロメートルあるという川幅なんですね。1キロメートルといたら、こちらから肉眼では恐らく見えないんじゃないかというぐらいの場所の川なんですね。そして、その川の避難状況でございますけれども、避難については10月12日の夜、大雨の避難勧告、先ほどもいろいろ答弁ありました避難勧告の情報が出ましたけれども、なかなか避難してくれないという話がありまして、結局、最後には市長が、河川事務所の管理のほうから市長が直接訴えてくれと。そうして初めて訴えて、そして避難が始まったというふうな状況だったそうです。

ご存じかもわかりませんが、長野市は周りがアルプスの山々に囲まれておりまして、台風の被害もなく、こうした洪水ということも考えられない、災害が来ない場所という認識が非常に多かったらしくて、まさかうちがという感じの住民がほとんどだったということだそうです。

しかも今、1,000年に一度の被害のハザードマップが全国でそれぞれ出されているわけですが、長野市もこの8月に1,000年に一度のハザードマップを出したところ。そして交付したばかりだったというところだったにもかかわらず避難ができなかった、避難されなかったということの結果だったそうです。

しかも、避難された状況、大雨でやっと避難しました。次の朝になりましたら雨が上がりまして、そして解除が出されなかったにもかかわらず皆帰っていたという中で洪水が起きたということだったそうなんです。ですから非常に後の対応もそういう形の災害が多かったということでございます。

自衛隊の救助で約600人ぐらいの方が救助されたそうでございますけれども、避難勧告を受けて逃げた人はしっかり自分の準備をして逃げられた。自衛隊に救助された人は、本当に着のみ着のままで逃げられたということですから、避難所の中でも行って帰ってくるぐらいの差があったというような状況であったそうです。

そういうことを考えますと、いかに避難勧告とかそういう情報に対しての私たちの受けとめ方がしっかり身についていないと非常に災害が大きくなってしまふということを感じました。そこら辺のうちは大丈夫というところが、この能登町もやはりそういう感覚が非常に多いんじゃないかなと思いますので、そこら辺もふだんの訓練で私たちの命に刻んでいくことが大事であろうというふうに思います。

あと、長野県の新幹線の車両センターを回って、最後には仮設住宅を回ってまいりました。幸い、仮設住宅は、翌日の12月1日に長野県においては避難者585人いたそうですけども全部が仮設住宅等に入りまして、これで全部終わったという話でございました。きょうの朝のテレビですと、まだ避難者800人おるということで出ていましたけれども、長野県においてはそういう形で完了しましたという報告でございました。

ともかく私たちのこういったさまざまな情報をしっかり私たち自分の身に当てはめて、災害に対応できるような自分ら、また地域をつくっていかなくてはいけないということを改めて感じましたので、ご報告とさせていただきたいと思います。

それでは、通告しておきました一般質問につきまして入りたいと思います。

今回は、議案にも上程されております指定管理者制度導入による施設等の管理のあり方について、町長及び執行部の考え方を町民にご理解いただき、さらに適切に運営されるよう、改めてその確認と私の考えも述べてみたいと思っております。

まず、指定管理の対象となる公の施設については、地方自治法第244条で、「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を設けるものとする」と規定されております。そして、指定管理者になり得る主体は、法人その他の団体と明記されております。この法の規定などにより、指定管理者により運営されている施設は、地区集会所を除いて約40カ所に上っております。

公の施設は、先ほどの規定から、住民の福祉を増進するという目的を持っているわけでありますから、それぞれの施設は、町の政策課題の達成のために設置されているものであると考えます。しかしながら、当然に達成したからそれでよいというものではなく、継続的にさらなる住民サービスの向上を目指していかなければならない、こう考えております。

そこでお尋ねしますが、それぞれの施設における指標や指示は違うものと考えますが、さらなるサービス向上に向けて、どのような具体的な方法をとっておられるのか、町長の指定管理者に対する対応についてお聞きしたいと考えます。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、田端議員の質問に答弁させていただきます。

指定管理者制度につきましては、公の施設をノウハウのある民間事業者等に管理してもらう制度のことであり、地方自治法第244条の2に定められている官民連携手法の一つであります。公の施設として、住民福祉の増進を第一として、これまで指定管理制度導入から管理運営を行ってまいりました。

制度のメリットとしては、指定管理者には民間事業者として蓄積したノウハウがあり、こうした指定管理者のアイデアを生かすことで多様化する住民のニーズに答えやすくなり、従来の自治体にはないサービスが提供できることになり、魅力的な自主事業や地域向けイベントの充実は利用者の満足度の向上につながっていると思っております。

その一方で、デメリットといたしましては、指定管理者が町にかわって公の施設を運営することで、その施設で直接住民に顔を合わせるのは指定管理者であるため、住民の要望が伝わるのに時間がかかり速やかに対応できない場合や、経費削減優先によるサービスの低下が生じたりすることが懸念されているところでもあります。

指定管理者を募集する際は、条例の設置目的に基づきまして仕様書を作成しており、施設の管理運営を行う取り組み方針などについて確認しております。また、指定管理者には、それぞれの仕様書に基づきまして、管理全般について基本協定書の確認事項に基づいて報告していただいたり、施設によっては、定例会を数カ月に一度開催し、実績の分析、営業報告、運営予定などのヒアリングを実施して施設の状況を確認しております。

これまでも指定管理につきましては、町民目線で施設の運営に目を配りつつ、町と指定管理者が理解と対話を深め、公共サービスの質の向上と持続的な提供に向けて取り組んでまいりました。今後も引き続き、この方針を念頭に指定管理を継続していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（河田信彰）

4番 田端雄市君。

4番（田端雄市）

2003年の地方自治法の改正によりまして、指定管理は委託から委任とな

り、使用許可等の行政処分も含まれるようになり、その権限と裁量も大きく変わりました。ある意味、委任する側の行政は、何もしなくても進められる形になったとも言えるが、むしろ行政のガバナンスこそが施設の政策課題の達成の成否をもたらすものではないかというふうに考えております。

ここで、一つの視点として提示したいのは、施設管理のみか、政策的事業主体でもあるのかという視点でございます。いわゆる単なる業務委託の運営になっていないか、貸し倉庫業になっていないかということである。この姿勢からは、町の政策課題の達成はありません。現状、営業施設については、その業務報告が数字として目に見えるものであり、今ほど町長答弁ありましたとおりモニタリングやチェックが定期的になされているようであります。

文化施設は甚だ疑問であります、それに比べて。形のない、目に見えないものを追求しなければならない文化施設であります。しかしながら、これもまた、その目的が明確であれば、それに沿った運営がなされているかどうかを常に検証する方法はあると考えております。

指定管理者が帰るべき原点は、設置理念や目的であり、事業の果実の恩恵は町民に与えられるべきもの。そのための適切な指示、指導など行政のガバナンスが適切に働いているのかが重要だと考えます。

その意味では、1つに、行政がその施設を委任された指定管理者に政策課題を明確にし、どのようなビジョンを与えているのか。2つには、事業の果実が町民に与えられるものとの目的が明確であれば、適時、適切なモニタリングや住民を入れたチェック機能を持つ検証委員会などがあつたほうが賢明であろうと考えるものであります。

私は、指定管理者制度は、地域の政策課題を解決するツールの一つになり得る方法であり、手段であると考えております。また、さきに述べた委任の行政権限を与えられていることから、指定管理者とは首長の代行権限者であるとも考えるのであります。施設を担う指定管理者が、町の政策課題の解決が自身に委ねられ、町長の代行権限者との自覚は、どれほど創造的な事業につながっていくか大いに期待したいところであると思えます。

文化施設の指定管理について、先ほど、そのモニタリングとチェックが困難としましたが、専門性が高い施設だからであります。こうした施設は、本来、行政がその施設を設置することに伴い、極めて重要な政策目的が設定されているものであります。したがって、非公募にする理由ともなっております。

しかしながら、行政の中で専門的な知識やノウハウに基づくガバナンスがないと、ほとんどリードできないであろうと思えます。逆に現場では、専門的なスキルを持った職員のサービスぐあいが当該施設の使い勝手や信頼と評判を大きく左右することも事実であります。

町が文化施設の設置目的に立ち返り、町の文化資源として発信するのであれば、改めて指定管理者の業務に精通した人材を集めるところから始めるべきではないか。私の言うところの専門的な人材とは、業務のノウハウはもちろん、業界に人脈を持ち、全国的に広がりを図れる人材のことを言っているわけであり、さきに町の資源と言いました。今、指定管理者に委任している施設は約40カ所。これらそれぞれが町の資源としての輝きを持たせていくことが町のガバナンスの効果と言えらると思ひます。

最後に、施設の政策目的達成のための構成者は、1、議会、町民、2、政策目的を立てる行政、3、現場を切り盛りする指定管理者の三者であります。三者が協働して政策を進めることが必要であると思ひます。相互に信頼し合えるごきげんな三角形でないと、指定管理者制度の目的であるよりよい住民サービスの提供はあり得ないと考えております。指定管理者の制度のあり方について、私はこのように考えているところであります。

また、先ほど町民目線という形で町長が言われました。私は、モニタリングについては、一つは指定管理者の評価、そしてまたそれを管理していかなくてはならない町の視点、評価、そして町と指定管理者の評価を合わせて適切かどうかを判断する外部による評価検証委員会というものがあって適切に見ていく、それまでのモニタリングが必要でないかと、このようなことも考えております。

どうか先ほどの答弁に加えまして、さらに町長の考えがあれば答弁をお願いしたいと思ひます。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、収益の少ない文化施設等の中で、特に専門性の高い施設では、必ずしも指定管理ありきではなく直営で管理運営している施設もあるということであり、一例として、真脇遺跡縄文館や星の観察館「満天星」では、高度な専門知識を有することから、考古学や天文学等の有資格者を配置いたしまして、来館者に満足してもらえるよう直営でよりよいサービスを提供しているところであります。この文化施設につきましては、収益ありきの施設ではないので、議員がおっしゃるとおり、現在指定管理で管理運営している施設についても、将来的にその施設のビジョンや現状を検証しながら検討していくことが必要であるというふうに考えております。

また、指定管理者の適格性につきましては、先ほども述べましたが公共サービスの質の向上を念頭に、公の施設における指定管理者の指定手続等に関する

条例第4条の指定管理者の指定にあります、1つ目としまして公の施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。2、公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるもの。3といたしまして、事業計画書に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有するものである。この3点を着眼点といたしまして、選定委員会の意見を踏まえ、指定管理者として適格者を決定しているところであります。

また、最後に議員がおっしゃった指定管理の構成者であります、町民は、公の施設の指定管理により、よりよい公共サービスの提供を受けること、町と指定管理者は、町民サービスの質の向上のため施設の魅力を最大限に発揮させること、そして、議会は、町民の意向を反映させる必要性から同意が必要であることが考えられます。

この三者の信頼関係なくして指定管理制度というのは成り立ちませんので、今後も議員各位におかれましては、本制度の趣旨にご理解とご協力をいただくことをお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長（河田信彰）

4番 田端雄市君。

4番（田端雄市）

文化施設は、今ほど町長の答弁があったとおり非常に難しい運営。そしてまた利益を求めるところではない。しっかり町民にも理解していただかないといけないところだと思います。

ただ、先ほどお話ししたとおり、町の資源としてどう全国に発信していくかという意味では、先ほどもお話ししたとおり町のビジョン、どのようにしてそれを広げて、どこまで興味を持たせる市民、町民、住民を引きつけていくことができるかということは、しっかりさまざまな形で検証していただきながら、その目的をより深掘りしていただく、そういったことも必要でないかなと思いますので、どうかこの文化施設しっかり、先ほど話が出ませんでしたけれども、今、指定管理で出ている羽根万象美術館なんかは、もっともっと検討する余地があるのではないかと、このように考えておりますので、検討をお願いしたいと、このように考えております。

それでは、次の質問に入ります。

認知症サポーターの活用について提言をしたいと考えております。

認知症サポーターについては、昨年6月議会で登録人数と今後の計画をお聞きしました。残念ながら計画どおりには進んでいないようで、現在1,700人ほどの登録と聞いております。今後の高齢者対策から見ると甚だ厳しい状況

と考えます。しっかりこれについては取り組んでいただきたい。再度お願いしたいと思います。

厚生労働省は、加齢に伴い筋力や心身の活力が衰え、介護が必要となる一歩手前のフレイル、虚弱の人を把握するため、75歳以上を対象とした新たな健診を2020年度から始めるとのことです。高齢者のうち要介護、要支援と認定された人の割合は、65歳から74歳が4.3%なのに対して、75歳以上では32.1%と約7倍にふえます。これは19年版の高齢社会白書に出ているところのデータでございます。

また、日本人の寿命は、昨年、男性は81歳、女性は87歳となり、ともに過去最高を更新いたしました。一方、自立して日常生活を送ることができる健康寿命も延びているものの、その差は男性で約9年、女性で約12年短い。したがって、男性で72歳、女性で75歳が元気で頑張れるという健康寿命でございます。

来年度から実施されるフレイル健診は、厚労省が作成した質問票を市町村の健診やかかりつけ医での受診の際に活用する形になっております。質問票は、1日3食きちんと食べているか、この1年間に転んだことはあるか、また家族や友人とつき合いがあるかなど15の問いとなっております。栄養、運動、社会参加の3点がフレイル予防に欠かせないからであります。

とりわけ運動が重要であります。例えば足の筋肉量が低下すると、歩行速度が落ちたり転倒しやすくなって外出を控えるようになり、社会との接点が少なくなる。これが鬱や認知機能の低下につながったり負の連鎖を生むこととなります。

フレイルは、早い時期にその兆候を見つけ、適切な治療や予防に取り組むことになり、健康な状態を取り戻すことができる。認知症サポーターは、このフレイル予防に一番最初に出会う立場であると思います。

政府は、20年度末までに1,200万人の認知症サポーターの養成を目標としており、その活動事例を多く紹介しております。また政府は、25年までには認知症の人やその家族の支援ニーズとサポーターをつなぐ仕組みの構築をチームオレンジとして目指しております。

こうした高齢者対策における大きな流れをしっかりと認識して、サポーターの養成に真摯に取り組んでいただきたいと重ねてお願いしておきます。

改めて強調したいのは、1、できるだけ多くサポーターを養成すること。2、サポーターを今後の活動を担う方々として敬意を払い、資源として掌握すること。3番目、サポーターを住民コミュニティの力として活用する考えであれば、大きな固まりでないとコミュニティとしての力が発揮できません。これはサポーターが年齢、地域、職業などを問わない方々であるからであります。ゆえに、

その集合の力を期待するには人数が必要であります。

すばらしい活用事例として、東京の多摩信用金庫の活動を紹介したいと思います。従業員1,964人のうち認知症サポーター1,873人。平成25年の少し古いデータでございますけれども、こういうほとんどが認知症サポーターの資格を持っているという金庫でございます。

サポーター養成講座を担当する講師のキャラバン・メイトの立場の人2人からこの活動が始まった。このようにして報告されております。まず顧客対応のロビー担当職員全員がサポーターとなった。お客様の気持ちになって心のこもった接し方をしていこうという活動で、ある年には認知症への知識と理解を深め、本人とその家族に心を込めて接していけるよう、さらに全店として取り組んだとのことでございます。

その結果、顧客対応に変化があらわれ、窓口対応の中で地域の方々への細やかな接し方ができるようになった。また、地域包括センターと連携し、個別の家族、個人へのサポートにもなっていると評価でございます。

認知症サポーター登録を受けた方々は、それぞれさまざまな思いでサポーターになられたと思います。養成講座を受けただけでは本当にもったいない、このように思います。サポーターに興味のある人にもっと情報を届け、地域の支え合いの担い手になってほしい。その動機が町側にあれば、そうしたサポーターの思いを酌み取って、活動の場を町が積極的に作り出していくことができるはずであると考えます。

京都・綾部市の取り組みも紹介したいと思います。市社会福祉協議会の取り組みでございますが、認知症サポーターの中から地域福祉の担い手を育成している活動でございます。高齢者福祉への理解を深める1時間程度の講習を受けた人をシルバーサポーターとし、さらに介護福祉士らから援助技術の講義などを受けた人についてはゴールドサポーターとして認定している。これらのサポーターがその興味と能力に応じて高齢者見回りや認知症カフェの運営など自発的な活動を広げているようであります。こうしたサポーターが意欲を持って活動を継続できるようサポートしていくのが行政であると思います。綾部市の65歳以上の高齢化率は37%。それでも全国平均より高いと危機感を持って取り組んでおります。

翻って、本町は高齢化率はやがて50%に近い。綾部市と比較し、事業の進捗は大きくおこなっているのではないかと思います。高齢社会という大波にしっかり対抗し乗り切れる行政としての取り組みを求め、私の提言とするものであります。

認知症サポーターに対する今後の取り組みについて、町長の考えをお聞きしたいと思います。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、田端議員のご質問に答弁させていただきます。

後期高齢者の介護予防事業は重要でありまして、認知症サポーターも介護予防事業の中の一つの重要な役割を担っているものと思っております。

認知症サポーターにつきましては、昨年度は220人の養成を目指しておりましたが、138人と残念ながら目標値を達成することができませんでした。しかしながら、今年度の途中経過を申し上げますと、21団体に対して357人の方が受講されまして、累計で2,117人、人口割合で12.3%の方にサポーターとなっていており、今年度からは小学生の高学年や中学生にも受講していただいていることから、今後も幅広い方に認知症を理解していただけるよう活動していくこととしております。

田端議員からは、介護予防につきまして、来年度から始まる厚労省のフレイルに関する施策に認知症サポーターを活用するというご提案をいただきました。できるだけ多くのサポーターを養成し、サポーターの皆さんに敬意をもって接することとのことでしたが、全くもってそのとおりであると思っております。認知症サポーターの養成講座は、これまでどおりしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

また、サポーターを住民コミュニティの力として活用することにつきましては、認知症サポーター養成の第一の目的であります認知症を正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族に対して温かい目で見守ることとしております。日常での心のバリアフリーを目指すものでありますので、受講者が一人でも多ければおのずと協力し合うネットワークが構築できるものと考えておりますので、行政としてサポーターを集約することは考えておりませんが、サポーター養成講座を受けた方同士、活動の場を提供するような方がいらっしゃいましたら、町として支援を行っていきたいというふうに思っております。

また、当町の介護予防事業の進捗状況につきまして、おくれているのではないかというような話もありましたが、県内各市町の介護認定率を当町と比較いたしましても決してそのようなことはないと考えております。特に要支援2から要介護2の認定率が県内で最も低くなっているのは、介護認定に至らない方に総合事業によりましてデイサービスを利用した介護予防に取り組んできた成果だというふうに考えております。

今後も老人福祉を取り巻くさまざまな要因にきめ細かに対応していきたいと

考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

議長（河田信彰）

4番 田端雄市君。

4番（田端雄市）

認知症についての非常に丁寧な町長の答弁、ありがとうございます。

まず、おこなっているのではないかと別々に批判したわけじゃなくて、認知症サポーターの人数がもっともっと努力していただきたいということでございます。それについては、今ほどお話があったとおり、ことしは非常に進んでいるということでございますので、また、小中学生に対しての認知症の養成講座というのは、受けた子供らも、またその地域の中で他人を思いやるような、そういった豊かな感情が生まれてくるものと考えておりますので、大きな意味で言えばまちづくりについても非常に進んでいくんじゃないかなと、このようなことも考えております。

いずれにしても、高齢者も一緒になってまちづくりに参加していただく、そんな思いで私はこの町については期待もしていきたいと、このように考えておりますので、どうかさらにそれぞれの立場の方がそれぞれの活躍を期待しまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

ありがとうございました。

議長（河田信彰）

以上で、4番 田端雄市君の一般質問を終わります。

休 憩

議長（河田信彰）

ここでしばらく休憩いたします。開会を午後1時からいたします。よろしくお願ひいたします。（午後0時01分）

再 開

議長（河田信彰）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午後1時00分再開）

それでは、3番 馬場等君。

3番（馬場等）

ことしも残すところあと3週間となりました。先ほど田端議員のほうからもお話にあったように、ことしも自然災害の多い年でした。振り返ってみると、大きい地震だけでも1月3日の熊本県熊本地方、最大震度6弱。2月21日、北海道胆振地方中東部、最大震度6弱。5月10日、宮崎県日向灘、最大震度5弱。5月25日、千葉県南部、最大震度5弱。そして6月18日、山形県沖、最大震度6強。このときは能登町でも津波注意報が発令されました。8月4日、福島県沖、最大震度5弱。

また、大きい豪雨災害としては、8月26日から28日の九州北部豪雨、そして9月5日から9日には台風15号、10月11日から12日には台風19号が上陸するなど、自然災害はことしも日本に大きな被害をもたらしました。

この場をかりて、亡くなられた方々とそのご遺族の方に心からお悔やみを申し上げますとともに、被災されました方々に謹んでお見舞いを申し上げます。

自然災害は、いつどこで誰に起きるかわかりません。それだからこそ日ごろの備えや訓練が大事だと思います。

それでは、通告により一般質問を行います。

まず初めに、屋外拡声器収納箱の鍵貸し付け及び貸し付けに係る覚書締結についてです。

これについて、少し説明したいと思います。

屋外拡声器は、ご存じのとおり、一般放送やJアラートなど緊急放送、朝、昼、晩の定時に音楽を流すのに使われています。多くは電柱や専用ポールらに取りつけられています。今までは、これを使った放送は原則として町職員や消防署職員しかできなかったのですが、これからは取り付けられている屋外拡声器の下に放送設備を収納された箱がついており、鍵であれば、そこでその地域向けの緊急放送ができるようになるというものです。

そして、その鍵を管理し、屋外拡声器を使用できる者として、町会長、区長が指名され、9月1日付で鍵と鍵の管理を委託するための覚書書の用意が送られてきました。

私は、議員であると同時に区長もやらせていただいておりますので、私のところにも届きました。議員としては、8月28日に開かれた9月の議会の全員協議会で広報情報推進課より簡単な説明を受けました。それから数日後に鍵と覚書書の用紙が送られてきたので、ちょっとびっくりしました。

なぜかという、私は、町会長、区長には鍵と覚書用紙を送る前に使い方の説明会のようなものが行われるだろうと思っていたからです。実際の使用に当たっては、あらかじめ聞いておかなければならない点があったからです。私が知らないだけかもしれませんが、お聞きいたします。

まず、この覚書書の締結に当たっては、事前に町会長、区長への説明等を行っていますか。また、町会長、区長から鍵を預けてほしいとの要望があったのですか。お答えください。

議長（河田信彰）

広報情報推進課長 寺下昇君。

広報情報推進課長（寺下昇）

それでは、馬場議員さんのご質問にお答えいたします。

屋外拡声器の管理運営につきまして、事前に町会長、区長さんに対して説明会も開催せず、屋外拡声器の鍵と覚書を送付してしまったことに対して、深くお詫びいたします。また、町内会長さんから鍵を預けてほしいという旨の要望はありませんでした。今後はこのようなことがないように努めますので、どうかお許しください。

この場をおかりしまして、改めて趣旨等を説明させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

現在、町内の各所に設置してある屋外拡声器は全部で168本あります。各町内会の長が使用できるようになっています。ところが以前までは収納ボックスが施錠されていて使用できない状態になっていました。そこで、使用できるように収納ボックスの鍵等を送付した次第であります。

なお、送付後に町内会長さんから屋外拡声器の設置場所がわからないなどの問い合わせがありましたので、屋外拡声器の設置場所を示す資料を追加送付しております。中には、広報情報課職員が同行して、実際に町内会長さんとテスト放送を行った地区もございます。

今後は、地区限定にはなりますが、地区の皆様方を対象に直接放送が可能となりますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

議長（河田信彰）

3番 馬場等君。

3番（馬場等）

どうもありがとうございます。

屋外拡声器を使えるということは、屋外拡声器というのは停電でも使えるということで非常に便利だと思います。逆に言うと、停電ということになると、災害時にこの屋外拡声器を使うということを想定されているのかなと思いますし

て、実際に屋外拡声器を町会長、区長が使うときは、どのような場合を想定しておられるのか。また、何かそれに関する手引書のようなものはあるのか、お聞きします。

議長（河田信彰）

広報情報推進課長 寺下昇君。

広報情報推進課長（寺下昇）

まず私のほうからは、屋外拡声器の使い方につきましては、収納ボックスの鍵を開錠し、放送するまでの一連の操作方法の写真入りの手引書を作成し、同封しております。

また、どういう場合を想定しているのかという手引書については作成しておりませんが、町内会長さんが必要に応じて使用できればと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

馬場さんの質問の中で、災害時などの緊急放送を想定しているようだがという言葉がありました。

能登町のIP告知放送システム施設等管理運営要綱におきましては、緊急放送とは、災害その他の緊急情報を町がみずから行う放送と定義しております。また、屋外拡声器放送とは、屋外拡声器により地区を限定して町民に直接行う放送と定義しており、これを使用できる者は、町職員及び能登消防署職員となっております。ただし、急を要する場合は、町内会の長、各公民館長及び学校長に使用させることができるとなっております。

つまり、町会長、区長さんが屋外拡声器放送を使用するときは、町内の方々に対し、町内における活動の啓発や周知の放送が必要となった場合にのみ使用するものであって、災害関係における緊急放送を町会長、区長さんが直接するものではないということをご理解いただきたいと思います。

また、能登町地域防災計画におきましても、災害に関する被害の調査、報告と情報の収集及び伝達に関することは町の処理すべき業務と定めておりますので、町会長、区長さんにおかれましては、町内の危機管理も大変大事なことでありますが、まずは自分の身の安全確保をしていただくことをお願いして、答弁とさせていただきます。

議長（河田信彰）

3番 馬場等君。

3番（馬場等）

よくわかりました。そういうことで、私は屋外拡声器の使用について、今説明していただいたのでわかりました。

ちょっとわからない点が今まではありましたので、実は覚書締結はしておりません。今現在、覚書の締結をされたのは町内何カ所ありますか。また、鍵を預かったりすると、なくするとそれだけの費用をまた負担をしないといけない。締結書を改めて交わさないといけないとかいう、そういうこともありまして、鍵を預かりたくないという場合はお返ししてもいいのでしょうか。お答えください。

議長（河田信彰）

広報情報推進課長 寺下昇君。

広報情報推進課長（寺下昇）

お答えいたします。

覚書書は、193全ての町内会長、区長様宛てに送付し、12月9日現在で184の町内会長、区長様が覚書を返送されていただいております。

また、どうしても鍵を預かりたくない場合は、そういう場合は返していただくよりしょうがないのかなと思っております。でも、町内や各地区限定にはなりません、町内会長さんが必要に応じて、地区の方々を対象に直接放送して要件を伝えることができます。そのメリットを考えれば、この趣旨や目的を理解していただき、有効に使っていただければというふうに思っております。

以上であります。

議長（河田信彰）

3番 馬場等君。

3番（馬場等）

いろいろ趣旨、内容をお聞きしましたので、私も覚書を締結しようと思いません。また終わりましたら送ります。

既にたくさんの方が締結されているとのことでしたが、課長さんも一番最初におっしゃられたとおり、もう少し丁寧に進めるべきだったと思うので、今回

一般質問に取り上げさせていただきました。

災害が起こったときに、まず一番重要なのは自助、共助だと思います。その点では、地域で屋外拡声器を使えることは大変よいことだと思いますが、先ほど町長のほうからもおっしゃられましたけれども、災害に関しては町会長、区長は放送しなくてもいいということなものですから、これからどういうことが起きるかもわからない。万が一、災害時に実際に使えるようにするには、自分は何度も訓練とか、それから放送内容をどういうふうにすればいいのかとか、そういうこともちょっと考えておりましたので、きょう丁寧に説明していただいて、よくわかりましたので、これからも屋外拡声器をうまいこと地域で使おうかなと思っております。

続いての質問に移ります。

次は、能登町の公共交通についてです。

過去何回か一般質問で、この公共交通についての質問が出たことがあります。その答えとして、町長は、路線バスが走っている路線にコミュニティバスを出すことは民営圧迫になるから難しいとか、デマンドタクシーの運営は民間の事業者がやっていることなので口が出せないとか言われ、消極的で、将来の能登町の公共交通をこうしたいという強い思いが感じられませんでした。町民からも、能登町の公共交通は不便だとの声も年々ふえています。

今回は、能登町の地域公共交通協議会の会長でもある持木町長に、もう一歩も二歩も踏み込んだ将来も持続可能な交通ネットワークをつくる思いがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

まず、町長は公共交通が果たす役割についてどのように考えてられているのか、お聞かせください。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは議員の質問に答弁させていただきますが、公共交通の果たす役割ということではありますが、議員がおっしゃるように、運転できない方にとっての移動手段であるほか、外出機会の増加によるにぎわいづくりの創出や、観光客等来訪者の移動の利便性や回遊性の向上によって人の交流を活発化することも大切な役割であるというふうに考えております。

議長（河田信彰）

3番 馬場等君。

3番（馬場等）

公共交通が果たす役割についての私の考えは、町長の答えと前後しましたがけれども、車を利用できない人にとっては、通学や買い物、特に高齢者にとっては病院に行くためや、また選挙の投票に行くための大切な移動手段であると思います。

また、住んでよかったと言えるまちづくりにおいては、医療、福祉、教育、観光、商工業を支える大事な土台であり、この土台が崩れると町そのものが機能しなくなるくらい大事なものだと思っております。

それでは次に、町長は能登町の公共交通の現状についてどう捉えているか。また、課題などがあればお聞かせください。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは馬場議員の質問に答弁させていただきますが、当町の公共交通における現状ということではありますが、運転できない方や観光客にとりましては決して満足できる状態ではないというふうに思っております。路線バスが運行していない地域が点在していること、そして運行していても利用者の都合を全て満たしたダイヤではないこと、目的地へ向かうためには乗り継ぎが必要であることなどの課題があります。

ただ、この課題への対応ですが、スクールバスに住民が有償で乗車できる柳田地区以外は、民間事業者が運行しております路線バスであり、ダイヤや便数、運行ルート、料金体系などについて当町には決定権はなく、事業者に対し利用者の利便性向上につながるよう運行をお願いしているところでありますが、事業者からは経営が厳しい状況であるというふうに聞いております。

そのような中、町内を運行する全ての路線バスが廃線もせず今年度も現状維持されているのは、事業者みずからが地域を担う公共交通事業者であるといった高い志を持ち、私どもの要望を極力酌み取っていただいているあかしであるというふうにも思っております。

また、町内のタクシー事業者4社は、交通空白地域を中心に、市街地と利用者のお宅を結ぶ予約制乗り合いタクシー事業を平成24年度から本格運行しております。町はこの事業に関し、事業で生じた運行欠損の部分を補助金の交付により支援しております。この事業につきましても、さきのバス事業者同様、タクシー事業者皆さんがみずから地域の公共交通を守る意識のもと運行してお

り、過疎・高齢化に直面した当町においては、現状で最も効果的かつ合理的なものであると思っております。

今後とも町としては、継続運行していただくようこれらの事業に支援を行っていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（河田信彰）

3番 馬場等君。

3番（馬場等）

前の答えとそんなに変わらない答えかなと思います。

いろんな政策を行うときには、必ず財源が必要となります。将来的に能登町の公共交通の新しい政策をつくっていくときにも、やはり財源が必要だと思います。

実際、今、公共交通に対して町の負担についてお聞きします。少子・高齢化、過疎化、人口減少のため利用者は年々減少し、町の負担も増加していると聞いていますが、実際にどうなのか。スクールバス運行費を含めたバスに対する平成30年度の決算で、能登町の負担額はどれぐらいだったか教えてください。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきます。

当町のバスに対する負担額ということですが、路線バス事業者が運行で生じた欠損について事業者へ補助金を交付しておりますし、またスクールバスにおいては、民間事業者へ運行を委託し委託料を支出しております。

平成30年度、路線バス運行費補助金の決算額は4,365万9,000円でありました。また、スクールバスの運行委託料は3,593万7,000円で、町内を運行しておりますバスに関する支出額は合計で7,959万6,000円となっております。

議長（河田信彰）

3番 馬場等君。

3番（馬場等）

平成25年に交通政策基本法が制定されました。その目的は、交通に関する

基本的な施策の策定と実施について国及び地方公共団体の責務を定めるものです。

地域の公共交通は、地方公共団体の責任において、地域の関係者間の役割分担と合意のもとで望ましい地域交通ネットワークを形成するとなっております。つまり、地方公共団体が中心となり、事業者や関係団体と協議会を開催し、作成するという事だと思えます。

国は、その責務として各種の補助制度をつくり支援を行っております。

能登町のバスに対する負担額にしても、国の地域公共交通確保維持改善事業、これはどういうことかという、地域をまたがる幹線バス交通の運行や車両購入にかかる費用、また過疎地域でのコミュニティバス、デマンドタクシー等の地域内交通の運行や車両購入にかかる費用、その補助事業でございます。

これに申し込んで認定されていれば、国からの特別交付税措置による赤字補助が出ていると思いますが、出ているとすれば、その分を差し引いた実際の金額は幾らになるのか、お答えください。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、路線バス運行費補助金に関しましては、特別交付税措置の対象となっております、支出額の8割が算入されますので実際の負担額はおよそ873万円でございます。

また、スクールバスの諸経費につきましては、普通交付税で需要額に算定されておること、ご理解いただきたいと思えます。

議長（河田信彰）

3番 馬場等君。

3番（馬場等）

国の特別交付税による赤字補助とかそういうことで、国の補助金がたくさんという、いろいろ出ていると思うんですけども、そのほかにも地域をまたぐ、例えば穴水、能登町、珠洲とか、地域をまたぐ幹線系統の運行の赤字が出れば赤字額について補助される地域公共交通確保維持事業、それに県からの補助や、また過疎債が2010年の過疎法改正時に、住民の日常的移動のための交通手段の確保のためというソフト事業にも充当できるようになりました。新しい公共交通計画を策定する場合、以前よりも財源の問題は見通しが立ってい

ると思います。

次に、能登町地域公共交通協議会の、これは持木町長が会長になっておられます。活動状況についてお聞きします。

能登町における公共交通政策は、平成20年3月に事業者、利用者、道路管理者、関係団体などからの代表が委員となり、持木町長を会長とする能登町地域公共交通協議会が設立され始まり、はや10年たちました。この能登町地域公共交通協議会の10年間の主な活動状況について教えてください。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきます。

能登町地域公共交通協議会は、おっしゃるように平成20年3月に設立して以来、これまで24回にわたって議案を審議してきました。これは、事業者が事業を実施するに当たり、北陸信越運輸局石川運輸支局へ許可申請や届け出をする際に、地域の集約された意見をつけて提出する必要があるため、協議会で審議を行うというものであります。予約制乗り合いタクシーの料金変更や路線バスの時刻変更、柳田地区の住民混乗スクールバスの路線再編などについて、これまで協議をしてきております。

当町では、能登町地域公共交通総合連携計画に沿って公共交通政策を検討しており、13の実施計画のうち実験的なものを含めると9事業を実施してきております。事業者側の事情により実施できなかった事業や、費用対効果を検証して中止とした事業もありますが、現在でも6事業を継続的に実施しております。

当町の公共交通政策の指針となるこの連携計画ですが、作成して10年を経過し、ここ近年の町を取り巻く情勢にマッチしていない部分が生じてきているかもしれませんので、交通事業者からの現状報告、利用者目線での問題点や要望等について共通認識を持てるよう、能登町地域公共交通協議会を今後開催していきたいというふうに考えております。

議長（河田信彰）

3番 馬場等君。

3番（馬場等）

今ほど町長のほうからおっしゃられたように、能登町地域公共交通協議会で

能登町地域公共交通総合連携計画がそのときに策定されました。基本方針としては3つ掲げられ、バランスのよい公共交通体系を実現する、暮らしの安心を支える持続的な公共交通を目指す、町民みんなで公共交通を支えるの3つを挙げています。同時に6つの目標も掲げられ、それを実現する13の施策も盛り込まれました。その検証結果も今ほど町長が言われたとおりだと思います。

ただ、実は公共交通に関心のある議員で9月に輪島市と珠洲市に公共交通についての行政視察に行ってきました。そこで説明を受けた両市の公共交通政策について少しお話しします。

輪島市と珠洲市は、市の中心部において、市民の回遊性と利便性を図るため町なか循環バスを走らせております。1回100円で乗れるバス。500円で一月間乗れるバスというふうにして、町なかの回遊性と利便性が非常にいいなと思いながら。これは輪島市も珠洲市においても、値段は若干違うかもわからないですけども安い価格でやっておられます。

また、路線バスに対する運賃助成事業では、輪島市では全市民を対象に回数券や定期券の購入費の半額を補助。珠洲市では、70歳以上限定で北鉄奥能登バスで販売しているシルバー定期券を半額で購入できる助成制度を行っています。

さらに、輪島市では、交通空白地帯にスクールバスに地域住民を乗せる混乗バスを4地域に導入しております。

私の中でも一番びっくりしたのは、珠洲市では将来、民営路線バスの撤退も想定し、この11月の1カ月間、転換バス、特急バス以外の路線バス無償化の実験を行うというお話を聞きました。そして、11月に実際に無償化実験が行われました。その結果はまだお聞きしてないんですけども、また聞きたいと思っております。珠洲市においては、将来のバス路線の無償化を想定してのことだと聞きました。

輪島市、珠洲市においても、その活動の中心となるのは、それぞれの地域公共交通協議会です。国や県からの補助制度による支援を受けて、協議会を通し、活発な話し合いを何度も行い、既存のバス路線も含めて日常の生活行動などの地域に見合う交通体系を模索し、実際に実行に移しています。

能登町においても、デマンドタクシーや、先ほど町長のほうからも説明がありました柳田地区のスクールバスに住民を乗せる混乗バスが走っています。ただ、町民の方に、デマンドタクシーは、おり場が宇出津病院とにここ広場と能登町役場の3カ所と決まっており、高齢者がそのほかの施設へ行きたいというときは結局高い普通のタクシーを使わなければならないとか、柳田地区のスクールバスの混乗使用にしても、路線バスが撤退したので導入したものだと聞いています。

私が最後に聞きたいのは、町長の本気度です。能登町地域公共交通協議会の会長として、町民一人一人が安全で快適で便利に暮らせるための能登町の新交通ネットワークというようなものを作成するお考えはありますか。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、将来的にはそういう検討も必要だと考えております。

ただ、現状では民間のバス事業者への補助と町が直営でバス事業をやった場合のコストを比較しますと、今現在の補助をしているほうが町にとっては有利ということで、しばらくはこの状態を続けていきたいというふうに考えております。

議長（河田信彰）

3番 馬場等君。

3番（馬場等）

いろんな考えがあると思うんですけども、私は、公共交通というのは、人の体において考えれば体の隅々まで連なっているというか送り込まれている血管だと思うんです。もちろん幹線の動脈とか静脈の大きい幹線も必要ですけども、手足の先端まで行く毛細血管がないと、血液が送れないと結局端々が壊死して、人体でいうと命にもかかわるようなものになると思います。

そういった面では、能登町のまちづくりの土台だと思います。それをコストとして考えるよりも、やはり国が平成25年の交通基本政策で新たにいろんな補助制度もつくっております。隣の輪島市、珠洲市もそれを利用して、しかも地域公共交通協議会で関係団体とか、もちろんバス事業者とか、それから国の関係の人とか、いろんな人を巻き込んだ協議会で、将来の公共交通を残そうと一生懸命やられております。能登町もそれにおくれることなく、まちづくりの土台として、町長のほうにももう一度真剣に取り組んでいただければなと思います。

最後に、長野県木曾町の町長の言葉を引用して、質問を終わります。「山村に人が住んでいなければ国土は守れない。そこに住む人の生活を守るため、命の交通網が木曾町的生活システムです」。

以上で私の質問を終わります。

議長（河田信彰）

以上で、3番 馬場等君の一般質問を終わります。

次に、12番 志幸松栄君。

12番（志幸松栄）

私、12番、志幸松栄といたします。

議長より一般質問の許可が出ましたので、本日は3点質問させていただきたいと思います。

その前に、町民を代表して、私たちも代表して、冒頭で町長が天皇陛下の儀式その等、お祝いをされておりました。それと同時に、冒頭でもう一件、余りいいことではないんですけれども、皆さん質問であります災害の問題、19号台風。自然災害に対して、それに見舞われた方々に対し、お見舞いを申し上げると同時に、早期の復興を心より願うものであります。

それでは、議長のお許しを得ましたので質問3点を説明いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは1点目、能登町の現状と今後の対応についてお聞きしたいと思ます。

2点、この問題にお答えいただきたいと思ますけれども、1つ目、町を見渡すと、正直言って高齢化の現状がひしひしと感じられます。町長はこの現状をどのように感じておられるかなと思つて、お答え願いたいと思ます。

それから、この高齢化の問題に対して、もう1点お答えいただきたいと思ます。これは3番議員が言ったとおり、高齢化の交通弱者の問題と同時に、また、いろんな中で、自分たちが、私たちが年以上に、お年寄りには年以上な体力がなくなって、自分の思い以上に体力がなくなっている現状でございます。それについて、町長は私たちに対して、20年、30年の計画書を配付されましたけれども、この現状より皆さんは体力的にも弱っているし、いろんな問題で悩んでいると思ます。そういうことで、交通網の問題は、今、馬場議員に答えられましたけれども、より一層早期の解決を願うもので、検討を願うものでありますと同時に、高齢化による皆さんが体力の衰退が非常にお年寄りの方は衰退しているんじゃないかと。年齢は80歳、90歳まで長生きの時代が来ておりますけれども、体力的にはすごい弱っているという現状をどういうふうにして今後、町としてやっていくのか。

特につまんで言いますと、ごみ問題、ごみ出し問題、それから、これから来る除雪、除石問題、それから生活の基盤整備がスムーズに行かなくなってきております。ひとり住まい家庭とかいろんな問題で、その2点を簡単に説明願ひ

ます。

それによっては、また再質問させていただきますので、よろしくお願ひします。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、志幸議員の質問に答弁させていただきます。

まず、高齢化の具体的内容ということですが、当町の12月1日現在の65歳以上は7,958人で、総人口の46.8%となっております。また、75歳以上の後期高齢者は4,442人で、65歳以上の55.8%を占めております。

4月1日現在の石川県の生存率で10年後を試算いたしますと、65歳以上は7,254人で、うち75歳以上は4,753人と高齢者の人口は減少しておりますが、後期高齢者の人口は増加しているということでもあります。これは、団塊の世代が後期高齢者に到達していることが要因であるというふうに考えております。

そして20年後の試算では、65歳以上は5,700人で、うち75歳以上は4,100人と高齢者の70%が後期高齢者と予想されております。

高齢者人口の割合は、年々約1%程度増加しておりますが、10年後には57%、20年後には67%程度と現時点では推測されておりますが、あくまでも推測でありますので、少しでも総人口の減少を抑えるべく、子育て環境の充実、あるいは交流人口、移住定住対策などを講じているところでもあります。

次に、高齢化による体力の衰えということなんですが、人というのはやはり皆、加齢とともに体力が衰退していきます。これは誰にもとめることができませんが、そのスピードを緩やかにすることは可能であるというふうに考えております。これから大切なのは、今の体力をできる限り維持していくような生活を送っていただくことだというふうに思っております。

先ほど田端議員でも答弁しましたが、石川県の介護認定率を見ますと、今年度4月1日現在、当町は14.55%と県内で2番目に低い認定率となっております。さらに介護度別に見ますと、要支援2から要介護2までの確認までの認定率が県下で最も低く、要介護4や5といった重い介護度の認定率が6番目と9番目という特徴が見られております。

これは、合併当時から生き生きデイサービス事業で、介護認定に至らない方にもデイサービスを利用していただくという他の市町では行っていなかった地

道な介護予防事業が認定率に反映しているものと実感しているところでもあります。このデイサービス事業は、総合事業として現在も継続しており、国の定める上限額近くまでフル活動しております。今後もこの事業をでき得る限り継続させ、10年後でも元気でいられる人をふやしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

また、交通弱者の件なんですけど、先ほども答弁させていただきましたが、公共弱者対策としては、やはりタクシー事業者が実施する予約制乗り合いタクシーの支援を中心に考えております。

この予約制乗り合いタクシーというのは、自宅から目的地までの送迎ですので、利用者の体力的負担は比較的軽く、交通弱者及び高齢による体力が衰退された方にとっても有益なサービスであり、町としては、今後ともこの予約制乗り合いタクシーを広くPRしていきたいと思っておりますし、議員の皆様にも利用者増加に向けたPR等のご協力もいただければという思いでおります。

よろしく願いいたします。

議長（河田信彰）

12番 志幸松栄君。

12番（志幸松栄）

今、町長の答えをいただきましたけれども、10年後、介護5、6という高度の介護の方々が少ないという、私たちの県内で。それも何かというと、やはり施設があると。けど施設のほうでは、従業員の問題も考えて町はいかなければならぬのではないかなと。従業員の方が非常に少なくなっているということ、答えはいいんですけども。けど介護施設が多いという特権があると同時に、こういうデータがあらわれるんじゃないかなと思うんですけども。

いろいろと年寄りばかりの町になるかなと思って、嫌な予感がするんですけども、けどそれに乗り切っていかなきゃならぬ。それをいろんな若い者の移住の問題とか考えていらっしゃるのわかります。

体力の限界。一番の私はこの問題、この質問に対して何を重点視したかという、先ほど馬場議員が言ったとおり。

こっちのほうからも一つお願いしておきたいなと思っております。

先ほど聞かれておった町なか巡回サービスですね。これを早急に町長は考えるべきじゃないかなと。正直言って、常に宇出津近辺の人はいいですよ、まだ。何とかかんとかお年を召しても4つの車で病院まで行けるんです。役場まで行けます。

ただし郡部の方、失礼な話ですけども、郡部といたら失礼な。一軒や二

軒や、そういうところの人たちは病院も来れなくなるような時代なんです。うちの息子は金沢の仕事が忙しいから来てくれん。だけど、それは啓蒙すべきだと思いますよね。乗り合いタクシーの問題。町なか巡回バスがまだ実際にできんときは、そういうものを町長の指導力で、皆さん、そういう郡部の方に指導していただいて、そして隣の人と一緒にあって乗り合いタクシーを利用してほしいということで、病院へ来たり食べ物を買物に来たりということのひとつ、これもやっぱり指導力。

先ほど企画のほうへ行ったら、庁舎が変わるから停留所の変更ということで、先ほどちらっと書類を見ましたけれども、皆さんは、職員の方は一生懸命やっておられることはわかりますけれども、町長、指導力で町なか巡回バスをより一層推進するものでありますので。答えはいいです。先ほどいただいたから。

それでは1点目、私の言うことも言いましたし、2点目に移ります。

そういうことで、除雪、除石の問題もありますので。みんな体力弱っている。そういうことで、よろしく、もうちょっと職員の方の協力も得ながら、豊かなまちづくりをしていただくようお願いいたします。

それでは、2点目に移ります。

早いようですけれども、2点目は来年度の予算の内容についてお聞きしたいと思えます。

それについては3つ答えをいただきたいなと思っております。3点答えをいただきたい。

来年度、1つは重点的な予算の政策内容についてお聞きしたいなと思っております。

もう一つ、2つ目は、新事業として考えているものがあるのかどうか。それは答えられる範囲でよろしいですので、よろしくお答えしていただきたいなと思っております。

それから3つ目は、町長が来年度の予算について、考えている予算規模について、私、大体お聞きしたいなと思うものですから、よろしくお願いたします。

3つの点、お答え願います。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、志幸議員のご質問に答弁させていただきます。

来年度の予算の内容に関するご質問であります。現在は予算編成作業の途

中であり、政策内容や新規事業等については検討中のものも多く、具体的な内容につきましては現状お答えできないものもあることをまずご承知願いたいというふうに思っております。

その中で、来年度の重点政策であります、全国各地でのたび重なる大規模災害を受けまして、国では平成30年12月に国土強靱化基本計画と令和2年度までの防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策が閣議決定されております。元年度補正予算においても国土強靱化の取り組みをさらに推進することが掲げられており、当町におきましても国と歩調を合わせて来年度に国土強靱化地域計画を策定し、そして道路や河川などの防災対策を進めるほか、地域防災計画の見直しを図るなど、防災、減災への取り組みに力を入れていきたいというふうに考えております。

また、前年度に引き続いて、廃校となっている旧小学校や老朽化が著しい施設の除却や統廃合についても推し進め、公共施設の縮減にも取り組んでいきたいと考えております。

また新規事業であります、ハード面では、来年度に工事着手するものとしては、三波公民館やセミナーハウスの温浴施設、能都庁舎の解体などが挙げられます。ソフト面では、先ほど述べました防災関係のほか、第2期の能登町創生総合戦略に基づきます事業の予算化を検討しているところであります。

また、来年度の予算規模につきましては、平成30年度と令和元年度は庁舎建設という50年に1度の大型事業があり、178億円を超える予算規模でありました。合併後15年間の平均予算額は147億円ということで、平成30年度と令和元年度を除きますと142億円ということになります。

今後の予算規模につきましては、大型ハード事業では、有線テレビ再整備が令和2年度までありますし、新焼却施設建設が令和4年度まで続くため、150億円から160億円程度で推移するというふうに見込んでおります。ただ、令和5年度以降は、平均値に近い140億円程度になるのではないかと考えております。

それでも近隣市町や類似団体と比較しますと予算規模は大きくなりますが、今後も公債費が高く推移することに加え、高齢化に伴います社会福祉経費や地方創生、防災、減災等の財政需要が増加傾向でありますので、今後も繰り上げ償還による公債費の適正化や行財政改革によりまして歳出の見直し等を不断に実施し、財政の持続可能性を確保しながら適正な予算規模による行財政運営を心がけていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（河田信彰）

12番 志幸松栄君。

12番 (志幸松栄)

少し早かったようではすけれども、私の思ったとおりの予算の計上かなど。1点目の問題。だけど、気に入ったことを言われたなど。歳出の見直しということと同時に、いろんな今まで計画されておった問題が上乘せするから、来年度は150から160億と。私は140から150億を見ておったんです。だけど町長でないために、私は今までの計画を入れなかったから10億少なくなったので。だけど将来的には、来年はさておいて、次の年は140億。大体私もこのような、ぽんこつの頭ですけれども、十数年、20年、二十数年もこうやって予算書を見ておると、何か能登町のためにはこういうような格好で数字を出さなきゃならんのかなと思って。

だけど能登町の町長は、私はこれでちょっと言いたいんですけれども、優し過ぎたんじゃないかなと思って。人の問題、いろんな人たちの問題、能都町の町長のときはシビアな男だったなど私は思っていたんですけれども、合併してから何だか知らんけれども皆さんのいろいろと雑音を聞きながら予算計上しておったなどと思って、私はいつも見ておったんです。だからこれは能登町ですから、能都町のようにまた原点に戻り、シビアにやっていていただきたい。そうしなきゃ、いろんな問題を町民の皆さんの払拭をさせる、新庁舎を建てたこととか、五十数億の予算がああよかったなどというような格好で皆さん町民に言われるような格好に来年からして行ってほしいなと思います。

予算の問題はそういうことで、次はそれよりも重要な問題、3点目に移りますので、町長、しっかり答えてください。

それでは3つ目に移ります。私の思いも言いましたから。

これは9月議会が終わってすぐでしたか、前は病院の意見も質問も出ましたけれども、今回、あえて私は違う方向の中で病院の質問をしたいなと思っております。

宇出津総合病院の問題でございますけれども、9月26日ですか、新聞には27日に出ました。再編の問題でございます。再編の必要病院名の公表について、町長に。自分は。今現在、宇出津病院も管理しております。どういうふうになっているのか、ちょっと質問を上程させていただきます。

宇出津総合病院は、公表された病院の中には入っていませんでしたが、今後の見通しは。厚生労働省9月26日発表、全国に、新聞は9月27日でした。1,455の公立病院や日赤などの公的病院のうち、診療実績が乏しく再編や統合が必要と判断された424の病院名が突然公表されました。石川県内では7病院が含まれていたと私も驚いています。

近隣に医療機関が少ない地域や過疎化が著しい地域によっては、過疎化によ

って病院がなくなる重大な問題であると私は認識しております。

正直言って、能登町は、この問題は決して他人事ではないと私は認識しております。町民の方はもとより、勤務する職員の方々にとっても、本当に町民は毎日不安にかきたてられていると思います。私も今ここに生意気にべんこちびっとるけれども、やっぱり一月に一遍、必ず健康診断なりお薬をもらいにいって生き延びております。そういうことで、もし万が一こういう病院がなくなったらどういうふうになるんだろうということが不安でなりません。

その問題に対して、町長はどのように今考えているのか。今後の見通しをひとつお聞かせ願いたいと思います。それが1点目。

それではもう1点は、2つお答えいただきたいなと思っております。

今月、私、病院へ診察に行くと、何か先生がやめるとかあれとかいっているような問題が私たちの地域の人、余りいいうわさは聞こえてこないんですけども悪いうわさばかり聞こえてくる。そういうところで、宇出津病院を受診した際、診療業務を担当されていたお医者さんが今月をもって退職されると聞いておりました。診療業務に支障は出ないのか。また、看護師を含む医療従事者について、退職者の補充について、人員の確保は大丈夫なのか。

いつも病院へ行けば、事務局長さんが顔を青くして毎日一生懸命に頑張っておられるのが十分私、診察に行けばわかります。必ず私、事務局へ寄ってきて、大丈夫なのかということに激励してくるんですけども、いつも答えばそばそと言って、町長も元気づけてやるのもよし。これは一番受診される方々の皆さん、元気づけが必要だと思います。

その2点を町長にお聞きしたいと思います。今の気持ちをひとつお聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますけれども、今回、9月26日に公表された診療実績が乏しく再編や統合が必要とされた病院を簡単に申しますと、公的病院の中で、診療実績としては、救急車の受け入れ台数等を始めとする9領域全てで未指定ないし下位33%に入るか、類似かつ近接の6領域全てに該当した病院が発表されました。

宇出津病院は、診療実績及び類似かつ近接のどちらの項目においても辛うじて基準をクリアしておりますが、今後、救急車の受け入れ台数が減少し、そして昨年の11月13日に国から指定を受けましたへき地医療拠点病院の基準を

満たすことができなくなった場合には、今回公表された病院と変わらない水準となる可能性があります。

町としましては、病院職員には地域に必要とされている病院であるとの自負を持ってもらい、日ごろの業務に励んでもらい、そしてそうならないように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、議員ご指摘の退職される医師の件であります。退職を予定しているのは検診科の医師であります。当面のところはその業務を外科と内科の医師でシフトを組み、対応する予定にしております。また、他の医療従事者では4人いる薬剤師が深刻な状況であります。うち1人は再任用、そして一番若い職員で56歳と高年齢化が著しく、3年前に修学金制度も整備したわけなんです。が応募者がいない状況が続いております。

現在、病院のほうでは、金沢大学や金沢医科大学を始めとする大学の医局や専門学校、高校等へ訪問を行いながら令和2年度の医療従事者の確保に努めているところであります。町としましても修学資金の貸与事業の継続はもとより、医療機関としての質、量の確保にできる限り取り組んでまいりたいと思っております。

議員の皆さんにも、ぜひご理解とお力添えをいただくことをお願いして、答弁とさせていただきますと思います。

議長（河田信彰）

12番 志幸松栄君。

12番（志幸松栄）

最後のお答えでございますけれども、町長も切実に感じておるなという認識は受けました。病院の問題、これは私、一言で言いますと、なくてはならない施設。これは皆さん、自分の施設ですから、能登町民の方々。これがなくなれば。

この前も、ある近所の方で、直接金沢へ診療に行った場合にあつけに思ったということと言われておりました。だけど能登町の僻地の方は、やはり先ほど交通の問題でも、町長、早急に解決しなきゃならん。宇出津病院へ通院していただき、また宇出津病院でできないことは県立その等の病院へ行っていただき、高度医療をしていただき。

先ほど資料の中に、平均寿命の問題、私、資料を持っておったんです。いろんな資料を持っているんですけれども。私たち社会へ出たときは、65歳が平均寿命だった。昭和40年。だけど今、十数年たって81歳、これは男の平均寿命ですけれども。私は漁業をしておりますけれども、体力的な問題と、それ

から生命の問題、現在、健康寿命とかいろいろな問題が出ておりますけれども、だんだんそういうものを認識しながら、現状を踏まえながら、町長、歩いていただきたいなと思って。

30年後の指針に出した、あの紙をもう一遍見直していただいて、これはだめ、だめと附箋をいただいて、私たち町民のことをもう少し理解しながらやっていただきたいと思います。

以上で終わります。

議長（河田信彰）

以上で、12番 志幸松栄君の一般質問を終わります。

休 憩

議長（河田信彰）

ここでしばらく休憩いたします。開会は25分からです。よろしく申し上げます。（午後2時11分）

再 開

議長（河田信彰）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午後2時25分再開）

次に、2番 堂前利昭君。

2番（堂前利昭）

3点の質問に入る前に、10月12日に上陸した台風19号による豪雨災害で被災された方々に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。被災地が一日も早く復興することを願うものです。我が町でも、いつどこで災害が起きるか分からないと思います。

そして、我が町の第1次産業の小木イカ釣り漁船団の操業が思うようにいかない大和堆での遺憾な出来事。今期の水揚げ量の減少で能登町の税金にも響くことが懸念される。本当に大変なことと認識をし直す毎日であります。町長の議会開会の挨拶にもありましたが、能登町とともに議会一同、国のほうにもっと強く働きかけをなお一層強めていかなければなりません。

それでは、今回3点の質問をさせていただきます。

本庁舎統合について、平成17年3月、旧能都町、内浦町、柳田村の2町1村が合併して、住民の幸せ、新しい町のいやさかを求めて能登町を誕生させて

から来年3月で15年がたちます。そして、来年1月6日に2町1村が合併してから協議し続けてきた統合庁舎が開庁します。統合することにより、内浦庁舎には現在七十数名の職員、そして柳田庁舎は五十数名の職員が働いています。職員数もがくっと減り、その庁舎を訪れる人も減ることとなり、小さな商店街もますます寂しくなります。

それは町長、どうしておわかりになりますよね。おのずと公用車も減りますよね。内浦庁舎では16台が2台に、柳田庁舎では11台が2台ぐらいになるのではないのでしょうか。タイヤの購入や車検などメンテナンス業務やガソリンを入れる頻度も少なくなる。職員や営業活動などに訪れるビジネスマンも少なくなる。昼食を食べる人などどんどん少なくなる。役場職員の仕事帰りの買い物も他地域になる。両地区の地域経済も激減するに違いない。小さな小さなことかもしれませんが、内浦地区や柳田地区に今までと変わらない地域経済を保つためにはどうお考えなのか、お答え願います。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、堂前議員の質問に答弁させていただきます。

おっしゃるように、令和2年1月6日から各庁舎に設置の課を新庁舎に集約して業務を開始いたします。また、内浦庁舎と柳田庁舎は、新たに内浦総合支所、柳田総合支所と名称を変更して窓口サービスを行います。

現在、内浦庁舎では2課1室1局で60名、柳田庁舎では3課3室1局で45名の職員を配置しておりますが、各総合支所では10名程度の職員を配置する予定としております。また、総合支所では、職員数や公用車の配置を現在より減少しますし、往来する業者の方々の減少も予想されます。

そのため、堂前議員から説明がありましたとおり、飲食店やガソリンスタンド等にも少なからず影響が想定されることから、当町といたしましては、公用車の管理運用については1地区に集中しないよう対応していきたいと考えております。

また、職員の買い物等については、強制することはできませんので、ご近所やなじみの飲食店等を考え、個々で判断してもらえればと思っております。

また、各総合支所内や近接には公民館やホールもありますので、公民館行事や各種団体の催し等を充実させることによって、人が集い、ひいては地域の経済も活性化されてくるものと思いますので、施設の活用をしていただきたいと思います。というふうに思っております。

議長（河田信彰）

2番 堂前利昭君。

2番（堂前利昭）

町長の答弁には、公用車の維持管理はその地域で行うということで、それをまた実行していただきたいと思います。

みんな商売している人は不安で仕方ないし、見る見るうちに人口が減少し、不安で不安でしようがないと思います。不安を少しでも取り除くのが行政の仕事であり、町民に対する気遣いではないでしょうか。町民に対する配慮が一番大事だと思いますので、町長、どう思われますか。よろしくお願いします。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

先ほども申し上げましたが、公用車の給油や車検等のメンテナンスは、引き続き地域バランスを考慮して対応したいというふうに考えておりますし、職員には、できるだけ地元に寄り添い、地元の経済を大切にする、いわゆる地元愛を育むように呼びかけていきたいというふうに考えております。

議長（河田信彰）

2番 堂前利昭君。

2番（堂前利昭）

この質問を通じて、町長が言われるように、町長だけでなく、副町長以下、課長の方々、また職員、そして能登町民が今の能登町の地域経済をいま一度ちゃんと考えていただき、お金が能登町に、地域に落ちるように配慮していただきたい。身近な商店がなくなると困るのは私たち町民であるからです。

次の質問に入りたいと思います。

次は、防災意識を高めようということで、10月12日、日本に上陸した台風19号ハギビスは、日本列島に甚大な被害をもたらしたのは記憶に新しいのではないのでしょうか。政府は、この台風被害に対し、激甚災害、特定非常災害に台風として初めて指定したのです。

これだけすごい台風と事前に報道されていたのに、能登町の避難所の開設は非常に遅かったわけであります。いや、避難所の開設の報道発表は遅かったの

であります。私は、昼と夕方の二度、柳田庁舎に行きました。そこにはたくさんの職員の方が朝からずっと待機していました。本当に頭が下がる思いでした。

2度目の夕方、避難所を開設してから能登町消防団副団長と一緒に柳田庁舎に行くと、5人の町民の皆さんが避難されていました。1夫婦、そして3人の女性の方でした。一人で家にいると不安なので避難してきたと言われておりました。

どうせ避難所を開設するのなら、もっともっと早く、どの自治体よりも開設するのが望ましいのではなかったのでしょうか。朝からずっと町民のために一生懸命待機されている職員も批判される。いや、それだけではまだいい。町民の命にもかかわることであると思うが、なぜ開設がおくれたのか。今後どうお考えなのか、お答え願います。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきます。

今回の台風19号については、非常に強い勢力を持った台風でありましたが、幸い当町は暴風域からそれていたこと、また、金沢地方気象台からのホットライン等では雨足がそこまで強くはならないという情報を得ていたこともあり、避難情報の発令及び避難所の開設を行わず、能都庁舎、柳田庁舎、内浦庁舎、小木支所、鶉川支所の5施設を14時に自主避難所として開設するという判断に至りました。

ですが、報道等で多くの被害情報が流れていたことや、今年度より始まっております警戒レベル運用でも早目の避難を呼びかけしていることもあり、各公民館等に自主的に避難された方や問い合わせがあったのも事実であります。

町民の安全を考えるならば、議員がおっしゃるように、より早い避難所開設が必要であることは重々承知しておりますし、避難者の中にはひとり暮らしの高齢者や要支援者の方もおり、より一層の配慮が必要であるとも思っております。

今後におきましては、避難が必要な災害が発生するおそれのある気象状況の際は、より早い段階での避難情報の発令、避難所の開設等の対応を心がけたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（河田信彰）

2番 堂前利昭君。

2番（堂前利昭）

今回5人の中には、岩井戸地区から柳田庁舎まで避難された方もいました。今後、能登町も高齢化が進む中、ひとり暮らしの高齢者もかなりふえることと予想されます。避難者が早い段階で、できるだけ近くの避難所に避難させるのがよく、今のようなケースの台風や地震など素早い対策が必要かと思います。

町長の答弁にあったように、今後は本当に早い対応をしていただきたいと思っています。

それでは、3点目の能登町全体の防災訓練についてお聞きします。

7番、市濱議員と少し防災訓練のことではかぶるかもしれませんが。

10月6日に行われた能登町防災訓練、メイン会場を柳田小学校として、地区住民もたくさん参加して行われました。柳田小学校をメイン会場として、同じ内容で今回で2回目でした。地区住民も集まっていたけど、体育館の中では段ボール間仕切りなど完成させ、外へ出ても何をすればいいかわからない。これだけの訓練かと、たくさんの住民の声がありました。私は消防団員として訓練に当たりましたが、周りからそのような意見がたくさん聞こえました。

この6日後に、あの甚大な災害をもたらした台風19号が上陸したのです。いつどんな災害がどこに起きるかわかりません。常に危機管理を持っていなければなりません。私の思うところ、今後、能登町に地震が起きて津波が来るという想定でやるのか、台風19号のように大雨、洪水としてやるのか、どちらにしても今よりもまだまだ実践的な能登町全体、会場を一つにして能登町職員も全員参加、16分団も全分団参加で、一人一人が町民のために役割分担をするレベルの高い防災訓練をやるべきではないでしょうか。

町長の防災訓練の反省点と今後のお考えをお答えください。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、町の総合防災訓練につきましては、先ほど市濱議員の質問にも答弁したとおり、能登町地域防災計画等に基づきまして、平成27年より毎年、旧能都、内浦、柳田の3地区を交代で実施しております。参加者につきましては、区長の皆様や関係機関のご協力もいただき、回数を重ねるごとに年々増加傾向にあり、町民の防災意識の向上につながっているものと実感しております。

メイン会場での訓練には、趣向を凝らしたさまざまな訓練や、たくさんの展

示、体験コーナーを設置するなど、参加者にとっては、より災害へ対策や行動が確認できる内容となっておりますが、議員がおっしゃるように、各小学校等における住民主体訓練につきましては、例年似たような内容であることから、内容変更についての見直しや参加者の役割、訓練指示母体の明確化などのご意見をいただいております。

今後は、想定する災害の種類や訓練の被害想定について、より実践的な訓練となるよう、先進地の訓練内容を参考にしたり、本年10月1日に新たに配置され、奥能登2市2町を管轄します危機管理官よりアドバイスをいただきながら計画をしていきたいと考えております。

また、堂前議員のように消防団を始め各種防災関係機関の訓練に対するそれぞれの役割や行動につきましては、各機関で協議、決定の上、担当課に提案、報告をしていただければ対応していきたいと考えております。

今後も多くの住民が自主的に訓練に参加し、一人一人が防災意識を高めていただけるよう努めてまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（河田信彰）

2番 堂前利昭君。

2番（堂前利昭）

職員の中では、今回の柳田だから津波は関係ない、土砂災害だから松波は関係ない、宇出津だから洪水は関係ないというふうに思っている職員の方もおいでようで、同じ能登町になったので、どこかの分団が動けなくなったら山の分団が海のほうに行くとか海の分団が山のほうに行くとかというようなことが当然であり、能登町は津波だから関係ないとかというのはやめていただきたい、少しでもまとまった訓練ができるように今後していただきたいと思います。

私からの質問は以上です。

議長（河田信彰）

以上で、2番 堂前利昭君の一般質問を終わります。

次に、11番 向峠茂人君。

11番（向峠茂人）

質問に入る前に、先月の24日ですか、ある町民が私のところへ来て、「向峠さん」「なしたけ」「この間、役場行ったら、ある職員が私に対していい挨拶してくれたがで、わしはびっくりしたわいね。なしたげね、役場」、いきなりそういうことを言うので、私も「実は能登町役場職員は4月1日、職員の意識改革

「というかそういう取り組みで、全職員挙げて取り組んでいるので、恐らくその効果が出てきたんじゃないですか」「ああそうか、そんならいいことやね。おいね、俺も何回か役場へ行ったけど、こんなことは初めてながで、その日はいい気分でした」「ああ、そうけそうけ。それはありがとうございます」。

そしてまた不思議なもので、3日ほどしてから私はちょうど穴水に行っておったときかね。駐車場で会って、また一緒なことを言うんですよ。個人名は挙げられませんが、その人は女性の方でした。「本当に、峠さん、いい待遇を受けて、いいことやわいね。あれを全職員がやってもらなだめやわいね」、そういう言葉でした。

そういうことで、町長、少しずつですけれども取り組みが職員の中に浸透しているんじゃないかと、私はそう捉えました。大変いいことです。全ての職員が率先したその職員に見習って、また頑張っていたいただきたいと思います。

それともう一つ、12月1日の日曜日ですか、第17回の石川県消防活動発表会において、能登町消防団宇出津第2分団の団員である玉地正幸さんが見事、最優秀賞を受賞されました。これも日ごろ何かと消防団には厳しい波風が立っております。団員不足とかいろいろ、先ほど何人かの議員も申しました。全国に災害も起きております。常に消防団がかかわっております。

そのほかにおいて、うちの消防団からそういう最優秀の選手が生まれたということは大変喜ばしいことです。9チャンネルでも放映されると聞きましたので、また皆さんも見えてない人は見ていただきたいと思います。

それでは質問の要旨に入る前に、全国の消防団の現状について少し断片的でございますが、簡単に参考までに聞いてください。

地域防災力の中核である消防団を強化すべきことは誰もが一致した認識であります。総務省消防庁では、消防団が活動に必要な機材を配備しやすいように補助金を創設し、2018年度2次補正と19年度予算に計14億8,000万を計上しています。当町の12月の補正の第9款消防費においても、トランシーバー64台の購入も恐らく2目の非常備消防費の中から21万円の補助を受けたと、私はそう認識しております。

また、消防団の装備充実喫緊の課題でもあります。平成29年のデータですけれども、全国の消防団数2,209、それから分団の数は2万2,244、非常勤消防団員数は85万331人です。また、昭和40年に135万人いた団員が平成30年には84万3,669人になっております。また、非雇用者の団員数が昭和40年には全体の26.5%だったのが平成30年には73.6%となっております。これは全国的にサラリーマンの団員がほとんどを占めているというデータになります。また、平均年齢39.9歳となっております。ご多分に漏れず、全国的に団員の高齢化が進んでおります。

当町では、まだまだ地域には若い人がいるんですが、消防活動に対しての理解が浅いのか入団までに至らないのが現実です。今後、町民に消防団活動の重要性を理解してもらうためにも、消防団入団キャンペーンの実施や消防団充実強化対策本部等の設置を行い、そして今年度、平成19年度1月から運用が決まった消防団協力事業所表示制度を運用して、また、消防団員に対して身分証明ともなるカードを発行し、店舗等での提示により消防団員が優遇を受けられる仕組みの展開が私は大事ではないかと考えているところでございます。

能登町も例外でなく、合併時には16分団340名の定数でしたが、途中で定数310名になり、今では290名もおぼつかない状態であります。

そこで質問に入ります。

町長も能登町の町長であり、また町の消防長でもあります。そこで、能登町の在籍している16分団の活動のあり方を示せと私は要旨に書きましたけれども、これは難しいですね。私も考えてみましたが、なかなか私も、私が無理だから町長は無理だと、そういうことではないんですよ。ちょっと難しいので、それよりまず私は折に触れ常々、それぞれの団で活動するには高齢化や若者不足、消防団や地域参加への魅力低下など、消防団員の確保は今後難しくなると私は考えます。

そこで、以前、町職員をもっと団員に入団するように要請したが、町長から職員に対して直接依頼することはできないか、そういう質問をしました。また、職員を採用する際に、今後、採用試験の中に地域の分団に加入する要件を加えることはできないか。町長にこのことを、この質問に対しての所信の思いはどうか、ひとつ答えていただきたいと思えます。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、向峠議員の質問にお答えさせていただきます。

消防団というのは、地域防災のかなめとなる住民防災組織であり、人口減少や若者の流出問題を抱える当町にとっては、消防団員の確保は重要な課題であると考えております。

議員ご質問の役場職員に対して直接消防団への入団を依頼できないか、また職員採用の要件に分団員加入を加えるということは、結論から申し上げますとなかなか難しいものがあるかと思っております。強制はできませんが、団員活動に対しての協力はできますので、現団員や入団希望の職員が活動しやすい環境を整えていかなければならないと考えておりますので、ご理解いただき

いと思います。

議長（河田信彰）

11番 向峠茂人君。

11番（向峠茂人）

今、町長は答弁に大変難しいのではないかと、そういうご答弁でしたけれども、私もこういう事例があるかないかちょっと調べてみました。前置きが長くても時間ありませんけれども。

近年、著しい団員減少を受けて、自治体によっては新規採用職員試験時に面接で言質をとるなど、事実上、義務化している場合もあるということです。そこで私は、法律の専門家にご依頼し、事例をちょっとお願いしました。実は高知県の南国市には、今私がしたようなことを現に取り組んでおられます。これは法律にも消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律、抜粋ですけれども、その10条に、公務員の消防団員との兼職に関する特例ということで、「一般職の国家公務員又は一般職の地方公務員から報酬を得て非常勤の消防団員と兼職することを認めるよう求められた場合には、任命権者は、職務の遂行に著しい支障があるときを除き、これを認めなければならない」。第2に「前項の規定により消防団員との兼職が認められた場合には、国家公務員法第百四条の許可又は地方公務員法第三十八条第一項の許可を要しない」と記載してあります。3には「国及び地方公共団体は、第一項の求め又は同項の規定により認められた消防団員との兼職に係る職務に専念する義務の免除に関し、消防団の活動の充実強化を図る観点からその任命権者等により柔軟かつ弾力的な取扱いがなされるよう、必要な措置を講ずるものとする」。こういう条例も決まっているんです。

そこで先ほど申しました高知県南国市では、この条例を例にして、町長が選考の際に意向を尋ねたり、職員に訓示などをするに当たり職員が不安なく消防団に応募できる環境づくりのために条例をつくったと。

そこで私も法律の専門家に、ここで言いませんけれども、大体1条から7条までの条項で記載してあります。また一読されれば、どうぞ見てください。

そういうわけですので、いきなり、できんかもしれんけれども、町長、実際そういう事例もあります。

そこで全国の取り組み、消防団の充実強化に向けた消防庁の最近の取り組み、消防団加入促進、そこにおいて最近の新規取り組み事例ということで二、三挙げています。

これは県単位になるかもわかりませんが、地方公務員の機能別消防団

設置、これは福岡県と福岡の宗像市が取り組んでおります。そしてまた、地方公務員の消防団加入促進、岐阜県羽島市が取り組んでおられます。そしてまた、大学生の機能別分団の設置、これは岡山県の新見市が取り組んでおられます。それから消防団協力事業所支援のための事業税減税、これは岐阜県が積極的に取り組んでおられるということです。

こういうわけで、町長、私が質問しただけですぐというのはないけれども、ぜひ前向きに取り組んで、消防団員の減少に歯どめがかかるような措置をとっていただきたいと思います。

そしてまた、もしそういうことになれば、能登町の職員を目指す、そういう職員においては、団員が減少しているなら、私はそれなら進んで団員になってやろうかというぐらいの人が職員になってほしいなど。私はそう考えるところであります。

それでは、次の第2の要項に行きます。

町長の大変消防の理解のあるところで、能登町消防団も昨年で16分団全部、高規格車の新ポンプ車に配備が終わりました。そこで私も町長と一回お話ししたことがありますけれども、今後は最低でも3年や5年はポンプ車購入を控えて、消防団の機材の充実や消防団の団員の福利厚生にひとつ努めていただけないか。そういうことで話したことがあります。

その中で、今回は16分団中、海岸に隣接している分団がかなりあります。格納庫も最近建てたものもあって立派ですけれども、やはり海岸に近いと塩害が起こります。そこで、高い高規格のポンプ車を入れても塩害によって老朽化が進むということも考えられますので、できることなら一番激しいところに隣接する分団の格納庫を山側に移設する計画はお持ちであるかないか、ご答弁いただきたいと思います。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、海岸に隣接する消防団の詰所につきましては、現在7分団あるということでもあります。そして、施設の建てかえを検討しているのも事実であります。

しかしながら、詰所の移設となりますと移設先の用地確保や財源、地域との調整等が当然必要となってきます。消防団の活動は、管轄する管内のパトロールを始め、火災のみならず災害時などの出動など、その活動は多岐にわたっております。そのため詰所の立地につきましては、受け持ち区域の団員が最も集

まりやすい地域の中心的な場所や消火用の機材を格納しやすい場所、そして何よりも緊急車両の動線が確保されなければならないと考えております。

当町といたしましては、現在の各分団詰所における建物の状態を見ながら要望のある分団と今後の建てかえや移転を協議していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（河田信彰）

11番 向峠茂人君。

11番（向峠茂人）

確かに移設となれば代替地が必要なのは私もわかります。けれど、できたら町長も町会、区長会の役員会にも顔を出しておいでしますので、町会、区長さん方にもできるだけご理解をいただいて、喫緊を要するような分団格納庫を早急に移設するよう、また取り計らいをお願いしたいところであります。

次に、分団活動に対しての助成をと趣旨を書きました。

団員を抱える家族は、大変な思いで日夜過ごしておるわけでございます。厚生面からいくと、団員を抱えている家族は、珠洲市は団員の家族にも支援できないか、そういう取り組みを実際取り組んでおられます。また、団員が集まっているいろいろな会合、打ち合わせ、活動をするときには、汚い話だけれども金がかかります。そこで、町長も3月に年報酬を上げて取り組んで、そのことに対しては大変私も理解しているところでございますけれども、今後、団員の福利厚生面でもう少し町として何かできないか。

それとまた、団員が町内の飲食店を利用した場合に割引のサービスなどをすることができないか。

そういうことを含めて、ひとつお答えいただきたいと思っております。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、危険を顧みず、地域の安心・安全を第一線で守る団員の方にとっては、まず一番にご家族のご理解が不可欠であると思っております。団員の家族への支援につきましては、3月議会で答弁させていただきましたが、引き続き今後も検討してまいりたいと思っております。

また、確かに分団の活動や会合にはお金が必要になると思っております。団員の報酬金額の引き上げにつきましては、平成30年度に大幅な見直しを行っております。

ます。当町としては、団員の活動に対してどのような支援が適切か、これも引き続き検討してまいりたいと考えております。

また、当町では今年度より、消防団活動を地域全体でサポートするため、町内の事業所や販売店などの店舗の皆様、消防団員やその家族に各種サービスや割引等の提供を行っていただくようにする「消防団応援の店」登録制度を行っております。現在、登録件数が9件となっておりまして、これに関しましても引き続き広報やホームページでPRしながら登録件数をふやしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（河田信彰）

11番 向峠茂人君。

11番（向峠茂人）

今ほど答弁には、能登町にも消防団を応援する店が登録制を行って、現在9件と聞きました。

そこで、分団に対して、能登町の町長としては大変厳しいものがあるかと思っております。ただ町長は、ふれあい公社の社長であります。ということは、ふれあい公社は、やなぎだ荘、うしつ荘、ラブロとかなごみとか、いろいろ公社の施設を持って、お風呂などを提供できるような立場にあります。そこで、こういう消防団員応援の店が町民の方で9件も参加しているんですから、公社の社長としてちょっと何か英断せなだめやぞいね。

そこで、これは提案ですので、答弁いただけるなら答弁していただきたいけれども、ぜひまとめて来年度からそういう消防団員の家族、団員本人には少し町民から羨望のまなざしで見れるような格差をつけていただきたいと、私はそう思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

それでは、次の質問事項に行きます。

能登町も姉妹都市提携をしている都市は、千葉県の流山市、そして宮崎県的小林市、2つあります。私も両姉妹都市を訪ねました。そしてまた、今度の新庁舎落成式には小林市もおいでだと思います。私も当時、議長をしていたときで、町長と一緒に小林市へ行ったことを覚えています。

そこで、現在2つの都市と提携を結んでおりますが、その実績、経緯、また実績、その効果があったのか。2市との姉妹提携に至る経緯と締結後の効果についてご説明いただきたいと思っております。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきます。

現在、当町と姉妹都市締結を行っています千葉県流山市と宮崎県小林市との姉妹都市締結における経緯についてであります。千葉県流山市とは、旧内浦町時代に、内浦町出身の方が流山市の東邦酒造の杜氏としてご活躍されていたことが縁で、交流を深め、平成24年1月17日に姉妹都市締結を行いました。一方、宮崎県小林市とは、旧能都町時代の平成7年に小林市の前身であります野尻町と姉妹都市締結を行っており、双方とも平成の市町村合併を経て、新市町となった後も活発な交流を重ね、今後もさらなる親交を深め、末永い交流を進めるため、平成24年11月23日に姉妹都市締結を行ったものであります。

姉妹都市締結後の効果についてのご質問がありましたが、まず双方の交流につきましても、さまざまな機会があるごとに執行部や議会、職員同士の交流を図っているほか、行政関係機関におけるイベント等への参加、視察などが挙げられます。記念イベント時に相互の模擬店を出店するなど、特産品の販売や町のPR、出向宣伝に努めており、町の知名度、認知度の向上や経済の活性化につながっているものと考えております。

また、宮崎県小林市とは2年前から職員の人事交流を行っており、双方の相互理解を深めるとともに、職員の資質の向上を図ることを目的に派遣を行っております。

また、児童生徒の交流といたしましては、毎年、千葉県流山市とは双方の小学生在が両市町で宿泊体験を行っており、宮崎県小林市とは双方の中学生が1年ごとに訪問と受け入れを相互に行いまして、体験教育の充実が図られているものと考えております。

また、民間交流といたしましては、平成25年度より交流事業補助金制度を整備しまして、これまでに千葉県流山市には11団体173名が、宮崎県小林市には14団体186名が活用し、民間交流の促進を図っております。当町にも両市の団体の方々が観光や視察交流等に訪れていることなどから、交流人口の増加や文化交流の充実にもつながっているものと考えております。

さらには、千葉県流山市とは自治体間での災害時の応援協定を締結しており、災害発生時における各種応援復旧活動に関する人的、物的支援を行っております。平成19年3月25日に発生しました能登半島地震では、いち早く応援に駆けつけてくれるなど、大変心強い協力関係であります。

これらのことから、姉妹都市の締結における2市との関係においては、当町にとっては一定の効果はあったものと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（河田信彰）

11番 向峠茂人君。

11番（向峠茂人）

今、町長は経緯と効果というか成果をるる説明いただきました。私も流山市とは近いということもあって、何回かあちらの市会議員ともうちの議会とも交流しています。それは大変いいことだと思うし、今後とも仲を詰めて深い付き合いになればと思っています。

そこで次の質問ですが、新たに今度は長野県の信濃町を含め3都市との姉妹提携が始まります。2市で、3市になればトライアングルで、若干、小林市はちょっと南で遠くなりますけれども、この3市の姉妹都市の今後の展開などを含め、どういう展開事業、あり方を考えておいでなのか。3都市の姉妹提携を結んだ段階で、今後3市との付き合い方を含めて、あり方をご答弁いただきたいと思います。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、今定例会におきまして、新たに長野県の信濃町との姉妹都市締結に関する議案を上程させていただきました。

信濃町との交流の始まりというのは、能登町の姉妹都市であります千葉県流山市と信濃町が姉妹都市を締結していたことがきっかけで、平成25年の8月に教育レベルの小学生の海浜学習体験を始め、相互のイベントなどに参加するなど、これまで行政レベルの職員交流を5年以上行ってきております。

また、相互のイベント時には、両町の名産、物産品を販売するなど民間交流が図られており、平成28年3月23日には、両町の商工会において友好提携を結ぶ宣言書を交わしております。

このような経緯を踏まえまして、行政、防災、観光、教育、経済などあらゆる分野で相互の発展と地域活性化につながることを期待でき、今後も末永い交流を進めるために今回の姉妹都市の締結を行うものであります。

今後の姉妹都市のあり方につきましては、それぞれの市町が持つ地理的な特徴や経済的効果、歴史や文化を理解し、交流を図ることによりまして、あらゆる面での連携や協力体制が強化され、相互にとって有益かつ効果的な事業を進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（河田信彰）

11番 向峠茂人君。

11番（向峠茂人）

町長の答弁を聞いていて、私ごとで大変恐縮なんですけれども、私も柳田農高を卒業して長野県の茅野市の学校に在籍したことがあります。それで若干、長野県に対しては思いもあります。

それとまた、皆さんもご存じのとおり、もう既に姉妹都市を結んでいる流山市も信濃町と。こちらが結んでいる姉妹都市とまた縁があるような話も聞いていますので、何かと今後の取り組み方にはいろいろとアドバイスや、いろいろな情報が得られるんじゃないかと思っていますので、私は大変期待しているところであります。

そこで、時間もなんですので、3つ目はまとめて述べますので一括で答弁をいただきたいと思います。

3姉妹の町のいろいろの特産物もあろうかと思えますし、当町にもあります。そこで、現在はコンセールに若干のものは置いてあるという、私はそういう情報を聞きましたけれども、私は実際見たことはありません。そういうことで、当町の施設でもっと姉妹都市のPRをできないか。欲を言えば、新庁舎の片隅に姉妹都市コーナーを設けるとか、そしてまたコンセールのもっと充実、それから桜峠での特産物とか。そしてまた、特に我が町は少子・高齢化で若者の出会いがないのか、結婚するカップルが非常に少ない。そこで、特に流山市は毎年5,000人を超えるような人口増を期待されている市でございますので、何か能登町との結びつきで、こっちへ来る縁結び隊じゃないけれども、そういうことをもう少しモーションをかけていけないか。

口早に3つ申し上げましたけれども、もし町長がいい思いとかそういうものをお持ちであるならば答えていただきたいなと思います。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、姉妹都市のPRをもっとできないか、あるいは特産品の販売、または若者同士の交流といえますか、そういうのができないかというご質問であります。これまでも何度か姉妹都市のことは町の有線テレビにてプロモーションビデオを放映したり、児童生徒等の交流の様子

を放映したりしてきました。また、町民から姉妹都市における観光場所等の問い合わせがあれば情報提供もしてきましたし、今後は町民の皆様に姉妹都市をより身近に感じていただけるよう、姉妹都市の情報誌や観光パンフレット等を準備するなど、議員がおっしゃっているように新庁舎での特設コーナーも含めて検討させていただきというふうに思っています。

また、双方の物産品につきましては、各種イベント等での模擬店での販売のほか、以前は、道の駅等において販売を行ったり、ふるさと納税の返礼品として姉妹都市の商品を扱っておりました。現在は、姉妹都市の物産品等を直接町民が購入できる販売所や随時注文できる取扱店等もありませんので、双方の商工会を含め、関係機関と今後調整を図っていきたいと考えております。

また、姉妹都市の若者のことなんですが、現在、町としては姉妹都市との婚活みたいな事業は考えておりませんが、交流を通じて、結果的に当人同士が結ばれば大変うれしいことではないかなというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（河田信彰）

11番 向峠茂人君。

11番（向峠茂人）

姉妹都市提携を結んでも、継続しておつき合いをするというのは、文化も地の利も違いますからいろいろ難しい面があろうかと思えますけれども、議会も執行部も知恵を絞って、ひとついい関係を結んでいきたいと思えます。

実は先般、ある課長さんから、向峠議員、一般質問が終わったら、ひとつ俳句の一句ぐらい詠んで余裕を持って退席すればどうかと、そういう指摘を受けました。私もいつも木曜日の「プレバト!!」は見ています。だけど俳句になるような顔でもないし、せつかくある課長が言うならと思って一般質問そっこのけで考えたけれども、なかなかいい俳句も生まれません。だけど、ひとつ期待に込めてつくってみました。町長、聞いていてね。

「弥生来る 座席とせぬぞ この議席」。

これは私の戒めですよ。来春3月、弥生、新庁舎の新しい議場がオープンしますし、私も至らぬ議員ですけれども、ここに送り出していただいた町民には感謝しております。その意味合いを込めて、議場に座っているだけでは議席の体をなさん。至らん質問でも声を上げて発言しなければ単なる座席に終わるんじゃないか。そこで、この句を詠んでみました。できは、町長はどう評価するか知らんけれども、一生懸命につくりました。

そういうわけで、ことしもあと2週間余りで令和元年も終わります。令和2

年、新しい年が来ます。それぞれここにおいでる皆さんや、また町民の皆さん、また、きょうの生中継を見ている人がそうですけれども、令和2年は消防団員があくびしているような、退屈な、災害のないいい町であることを祈念して、質問を終わりたいと思います。

お疲れさまでした。

議長（河田信彰）

以上で、11番 向峠茂人君の一般質問を終わります。

それでは次に、14番 鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

先月、11月23日でしたか、元国務大臣、地方創生ご担当であった石破茂代議士と、羽咋神子原の地でまちづくりに奔走し、スーパー公務員と呼ばれた、そしてローマ法王に米を売った男ということで大変有名になった高野誠鮮氏、このお2人のご講演、対談を聞く機会に恵まれ、大変感動いたしました。

その中で、どちらが先におっしゃったかは覚えておりませんが、やりっ放しの行政、任せっ放しの民間、諦め無関心の市民。大変痛烈な言葉にショックを受けました。私自身が質問のしっ放し、ただしっ放しで終わっていないか。そんなことを気づかされた言葉でありました。

そんな思いで、ここ二、三年の自分の一般質問もしくは議案質疑で問うたことについて、確認する意味で質問したいと思います。

幸い、平成30年6月に一般質問した自動車学校の存続の件に関しましては、ついこの間の12月4日の新聞報道によれば、酒屋利信商工会会長を委員長とした8人のメンバーが存続に向けた検討委員会、これを立ち上げたというふうに報道されました。どんなことなんだろうとちょっと調べてみました。熱い志を持った旧柳田村の大変な経済人が身を粉にして能登町はおろか珠洲市まで伺って、何とかこの学校を残したい、そんな思いで東奔西走されていることに大変感謝もし、何もしなかった自分を恥じました。この先、この学校の問題に関しては、私もまたできることをやっていきたいなというふうに思います。

それでは、提出した通告書の1番目について質問いたします。

この質問は、本年9月の定例会議において、特急バスの県立中央病院前の立ち寄りを希望せよというような趣旨で提案した議案であります。これに対しての町長の答弁は、バス事業者に強く働きかけたいとのことでした。

その働きかけが功を奏したのか、先日、ある町民の方から、「試験走行とかと言うとったけど病院の玄関前までバス入ってんわね、うれしかったわね」、そんなうれしいニュースがありました。この質問をするために担当課にお伺いした

ところ、どうやらこの情報は既に知っているようでした。

それでも本当かどうか確信が持てなかったので、この間の土曜日、12月7日の土曜日、県立中央病院のほうへ出向いて、バス停や駐車場をずっと見て回りましたが、進入路こそ新しくなっておりましたが時刻表等はそのままでした。

今もちゃんと試験走行で走っているのかも含めて、現在の運行状況とこれからの見通しについて報告、説明をお願いしたいと思います。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、鍛冶谷議員の質問に答弁させていただきますが、県立中央病院での乗降についてであります。特急バスを運行しております北鉄奥能登バス株式会社からは、試験運行を既に実施しており、来年4月から正式な乗降場所とするよう、現在、北陸信越運輸局石川運輸支局への許可申請に向けて準備をしているというふうに聞いております。また、計画では乗降場所も新しい県立中央病院玄関前のローターリーということも聞いており、利用者の身体的負担も今までよりも軽減されますので、県立中央病院にご用事のある方がおいでましたら、今まで以上にこの特急バスのご利用を広く周知していきたいというふうに考えています。

議長（河田信彰）

14番 鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

再質問になると思います。

今現在もたくさんの方々が通院、入院されております。今ほどの町長のご答弁では、4月からきっと本格的に運行されるんだと思います。私も何度か調べているうちに、路線便は陸運にも国交省にも届け出をしなければいけないということで、大変ありがたいなというふうに思います。

ただ、一言つけ加えさせてもらいます。この大事な、そして朗報と言えるようなすばらしい話が、質問したのは議場でしました。せめて、こんないいニュースはもっと早くに情報を議長を通じてでも知らせてほしかったな。どうもそういう情報がとまったままというのは、もったいないなというふうに思いますので、この件につけ加えておきます。

それでは、次の新統合庁舎の周辺整備についての確認の質問をいたします。

これまで一般質問や議案質疑で何度もただしていることなのですが、冒頭に申しましたように、尋ねっ放し、聞きっ放しではいかんということで、確認したいと思います。

平成26年12月、本庁舎移転を表決されました。そして28年8月、新庁舎の位置を議決し、実施設計費6,000万、地質調査費1,000万を計上されて本格的に取り組まれて、いろんな点で変更、見直し、追加がなされ、ここまで来たわけです。

要点として3点通告しておりますので、順に質問したいと思います。

まずは最優先されるべき来庁者の駐車場について、昨年12月の私の一般質問に、来庁者の駐車場については基本構想で算出した分は確保したと答えられていますが、基本構想で算出した分というのは何台でどこなのか明示願いたい。

また、バス停、タクシーの待機場、乗降場を含めて、大変複雑になっている新庁舎、コンセール等の車の流れ、通行区分を示してください。

まずは3点通告した1番目として、この2点についてご答弁願いたい。

そして、次の項に移ります。1回につき3度までというのがありますから、次の問題も全部言ってしまいます。

次は、同じく平成30年12月定例会議の私の第2城都橋についての一般質問に、宇出津総合病院の横の町道と結び、庁舎周辺の駐車場の空きがないとき、第2駐車場に向かうと想定してかけると答えられています。橋の幅が9メートル、接続する町道が5メートル弱。このように一致しない道路幅であります。この接続する町道の構想を説明願いたいと思います。

そして最後に、都市計画にあった梶川左岸のこれまでの進捗とこれからの計画について説明を願いたい。

また、これも昨年12月の一般質問に答えて、こどもみらいセンターから新庁舎のほうに行く道は、平成31年度完了の都市計画道路として整備完了が見込めないので見送ることにしたと答弁されておりますが、都市計画道路の変更手続はしたのかお答え願いたい。

以上、来庁者駐車場の件、タクシーの乗降場、待機場の位置を含めた車の流れについて、そして第2城都橋に接続する町道の構想、最後に梶川左岸の進捗、見直しと、こどもみらいセンターの都市計画を踏まえた構想について、3点5件についてご答弁願いたいと思います。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、来年1月6日に新庁舎が開庁いたします。これも町議会を始め関係各位の皆様のご協力のおかげと改めて深く感謝したいというふうに思っております。現在は、開庁時に町民の皆様にご迷惑を掛けぬよう、業務が滞ることのないように準備を進めているところであります。

その準備の一つとして、ご質問のありました来庁者の駐車場確保が挙げられますので、状況を説明させていただきます。

まず、基本構想時に、さまざまな資料をもとに算出した来庁者駐車場目標台数は120台以上を根拠とし整備を進めてまいりました。完成した来庁者駐車場は、庁舎前駐車場に障害者用駐車場2台を含めた14台。次に、第1駐車場、これは新庁舎横で商工会正面の駐車場になりますが、そこに56台。そして最後に、第2駐車場、これは梅ノ木川向かいの駐車場になりますが63台。合計で133台整備しており、基本構想時の目標120台以上を満たしております。

また、新庁舎が開庁することによりまして、周辺にあるコンセールのと、バス停やタクシー乗り場、商工会や新庁舎に入ります興能信用金庫といったさまざまな施設が集中することによりまして、従来の車両の流れが変わってくるものが予想されます。

ただ、現段階では、開庁後の車両等の流れがどのように変わるのか正確な把握は困難であり、開庁後の状況を見守りながら必要と判断された場合は道路の規制など検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、第2城都橋につきましては、新庁舎利用者が第2駐車場を利用する際の利便性を考え整備したものであります。結果としまして、今まで行きどまりとなっていた町道が他の道路とつながり、第2駐車場を利用しない者も通行することが想定されます。

しかしながら、現段階では接続する町道整備の具体的な計画はありませんが、先ほどの質問同様、車両等の流れが変わることもあるかと思っておりますので、今後状況を見ながら、通行する町民の安全確保を模索していきたいというふうに考えております。

次に、梶川左岸の道路は、都市計画道路駅山手線であります。主要地方道能都内浦線からコンセールのとへのアクセス道路として、安全で快適な歩行空間の確保、道路ネットワーク形成による回遊性の向上及び交通の円滑化を図るため、平成26年度に道路延長148メートル、幅員8メートルで事業認可を受け、事業着手しております。

ご質問の進捗状況であります。工事につきましては、コンセールのと側の約40メートルは完成、供用しております。中間部の40メートル区間においても部分的に暫定供用しております。また、用地補償につきましては、平成3

0年12月定例会で答弁を行ってからも順次交渉を進めてまいりましたが、地権者全員の契約に至っていない状況であります。今後も引き続き交渉を行い、事業の整備完了を図りたいと考えております。

そして最後に、こどもみらいセンター側の都市計画道路山分線につきましては、道路延長80メートル、幅員8メートルの計画であります。駅山手線の整備が完了していないことから事業着手に至っておりませんので、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（河田信彰）

14番 鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

まず、来庁者駐車場につきましては、紆余曲折はありましたが、最終的にはコンセル、新庁舎への来庁者の方々の駐車スペースは確保されているということで、まずは一安心であります。

また、タクシーの待機場、乗降場に関しましては、鉄道の宇出津駅があったときから、今でも駅といえばこのことを指します。4社もあるタクシー会社にしっかり待機場を明示し、台数等を伝えてください。

また、車の流れや通行区分に関しては、今のご答弁で、橋がついたりしたときにもう一度考えないといけないということで、もっともではあります。逆に私からすると、第2城都橋をかける時点で、どのような車の流れかをシミュレーションしたから必要になったというふうに考えたほうが正しいと思っています。この点については、もう一度しっかりこの町道についても、町民の安全を守るために、この道路についてはこれから先しっかり考えていってほしいなというふうに思います。

そして、梶川左岸の都市計画道路については、計画から長い時を経て、大半の用地は土地買収が済んだけれども全通には至っておりません。これに該当する一人の方とお会いしました。この方のお話では、いつからいつとは言いませんでしたが、1年8カ月、一度も訪問、交渉がなかったというふうにおっしゃられました。これは大変ゆゆしき問題です。都市計画道路というのは、県にもちゃんと提出した計画です。1年8カ月もの長い間、放っておかれたというのは、よくないと思います。

私は、こういうなかなか進まない状況を一步前進させるには、町長もしくは副町長、決裁権のある方がご当人と会って話をするまでに行くことが望ましいと私は思います。そうしなさいとは言いません。でも、町の都市計画を進めるならば、そこまでの努力をお願いしたいと思います。

このことについて、どうお考えかお答えください。

議長（河田信彰）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

1年8カ月もお会いしていないというのは、ゆゆしき問題だと思います。それで私がもし出向く機会が必要ならば出向きたいというふうにも思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（河田信彰）

14番 鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

再三ですからこれで3回目になりますよね。最後にしましょう。

今回の質問に関連して、もう少し続けます。

冒頭に申し上げたとおり、聞きっ放し、ただしっ放しを解消したいと臨んだつもりでしたが、いつもどおりの優等生答弁しか引き出せず、自分の力不足を痛感しております。

本日の一般質問の中で、1番議員でしたか、ワンチームという発言がありました。行政と議会は、互いにワンチームで町民のために最大の努力をすることが不可欠であろうと思います。

最近の状態がよく気にかかるのは、情報公開と情報共有、これがどうも鈍いような気がします。

例えば具体的な一例を挙げれば、令和2年の成人式が新庁舎で行われます。このことを知ったのは、成人式が行われますよという案内が大きな封筒で来ました。たしか駐車場の整理券も一緒に入っていたと思います。このときに初めて知りました。その間、何度か何人かの方から、「成人式ことしも第2体育館やね、新しいところ行くがけ」、そんな質問を受けたのは、きのう、常任委員会の中でわかりましたが、私一人ではなかったようです。こういう情報ももう少し早く流したらいかがでしょうか。それが私は大事だというふうに思っております。

さて、向峠議員もおっしゃったように、あと20日ほどで令和元年も終わります。私は、副町長、町参事、そして教育長、総務課長、この方らを中心にして、ここにたしか15名の方がおいでと思っています。皆さんにお願いをして、令和元年の最後のお願いをしたいと思っています。

持木一茂というみこしを担ぐ担ぎ手です、皆さんは。もっとしっかり担いで

あげられませんか。町長の嫌なこともしっかり言えませんか。持木一茂も、きつともっともっとみんなの声をしっかり聞きたいと思っています。どうか苦言、提言、進言をしっかりと明くる年を迎えたいと思います。

私は、議員になって一番初めから、この議場で育てられました。完膚なきまでに打ちのめされたこともあります。怒号でやじをもらったこともあります。でも自分の心にうそをつかないで、この議場に臨みました。それだけは胸を張って言いたいと思います。

来年1月6日、意欲的な皆さんの目と笑顔いっぱい顔に出会えることを心から祈念して、質問を終わります。

議長（河田信彰）

以上で、14番 鍛冶谷真一君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

お諮りします。

一般質問が本日で全部終了しましたので、あす12月12日を休会したいと思いをします。

これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題にしたいと思いをします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河田信彰）

異議なしと認めます。

よって、休会決議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

休会決議について

議長（河田信彰）

追加日程第1「休会決議」を議題とします。

お諮りします。

あす12月12日を休会とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河田信彰）

異議なしと認めます。

したがって、あす12月12日は休会とすることに決定いたしました。

次回は、12月13日午後2時から会議を開きます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

散 会

議長（河田信彰）

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

散 会（午後3時53分）

開 会（午後２時００分）

開 議

議長（河田信彰）

起立、礼。ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は１３人で定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

議案上程

議長（河田信彰）

日程第１、議案第９６号「令和元年度能登町一般会計補正予算（第４号）から、日程第２７、議案第１２２号「公の施設の指定管理者の指定について」までの２７件を一括議題とします。

常任委員会に付託審査をお願いしました案件について、各常任委員長の報告を求めます。

委員長報告

議長（河田信彰）

総務産業建設常任委員会委員長 國盛孝昭君。

総務産業建設常任委員長（國盛孝昭）

それでは、総務産業建設常任委員会に付託されました案件の審査の結果について、ご報告いたします。

議案第９６号 令和元年度能登町一般会計補正予算（第４号）歳入及び所管歳出

議案第１０１号 議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第１０２号 常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第１０３号 能登町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第104号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第105号 能登町地区集会所等条例の一部を改正する条例について

議案第106号 能登町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について

議案第107号 能登町債権管理条例の制定について

議案第108号 能登町観光施設条例の一部を改正する条例について

議案第112号 姉妹都市の締結について

議案第113号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第115号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第116号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第117号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第118号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第119号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第120号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第121号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第122号 公の施設の指定管理者の指定について

以上19件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（河田信彰）

次に、教育厚生常任委員会委員長 田端雄市君。

教育厚生常任委員長（田端雄市）

教育厚生常任委員会に付託されました案件の審査結果について、ご報告いたします。

議案第96号 令和元年度能登町一般会計補正予算（第4号）所管歳出

議案第97号 令和元年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第98号 令和元年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第99号 令和元年度能登町水道事業会計補正予算（第1号）

議案第100号 令和元年度能登町病院事業会計補正予算（第2号）

議案第109号 能登町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議案第110号 能登町水道法施行条例の一部を改正する条例について

議案第111号 能登町下水道事業の地方公営企業化に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第114号 公の施設の指定管理者の指定について

以上9件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（河田信彰）

以上をもって、各常任委員会委員長の報告を終わります。

質 疑

議長（河田信彰）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河田信彰）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討 論

議長（河田信彰）

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河田信彰）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採 決

議長（河田信彰）

これから、採決を行います。

お諮りします。

議案第96号「令和元年度能登町一般会計補正予算（第4号）」

議案第97号「令和元年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」

議案第98号「令和元年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」
議案第99号「令和元年度能登町水道事業会計補正予算（第1号）」
議案第100号「令和元年度能登町病院事業会計補正予算（第2号）」
以上5件に対する委員長報告は、原案可決です。
委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（河田信彰）

ありがとうございました。

起立全員であります。ご着席ください。

したがって、議案第96号から議案第100号までの以上5件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、

議案第101号「議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第102号「常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第103号「能登町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第104号「一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第105号「能登町地区集会所等条例の一部を改正する条例について」

議案第106号「能登町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について」

議案第107号「能登町債権管理条例の制定について」

議案第108号「能登町観光施設条例の一部を改正する条例について」

議案第109号「能登町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」

議案第110号「能登町水道法施行条例の一部を改正する条例について」

議案第111号「能登町下水道事業の地方公営企業化に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」

以上11件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（河田信彰）

ありがとうございました。

起立全員であります。

したがって、議案第101号から議案第111号までの以上11件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第112号「姉妹都市の締結について」の1件に対する委員長報告は原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（河田信彰）

ありがとうございました。

起立全員であります。

したがって、議案第112号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、

議案第113号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第114号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第115号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第116号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第117号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第118号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第119号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第120号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第121号「公の施設の指定管理者の指定について」

議案第122号「公の施設の指定管理者の指定について」

以上10件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（河田信彰）

ありがとうございました。

起立全員であります。

したがって、議案第113号から議案第122号までの以上10件は、委員長報告のとおり可決されました。

休 憩

議長（河田信彰）

ここで、しばらく休憩いたします。

そのまま自席にて待機願います。（午後２時１４分）

再 開

議長（河田信彰）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午後２時１５分再開）

議長（河田信彰）

お諮りします。

本日、國盛孝昭君外１名から、発議第６号「豚コレラの早期終息に向けた緊急かつ具体的な対策を求める意見書」及び発議第７号「令和元年台風１９号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書」の２件が追加提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第１、追加日程第２として、それぞれ日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題としたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河田信彰）

異議なしと認めます。

よって、発議第６号「豚コレラの早期終息に向けた緊急かつ具体的な対策を求める意見書」を日程に追加し、追加日程第１、発議第７号「令和元年台風１９号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書」を日程に追加し、追加日程第２として、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決定しました。

追加議案上程

議長（河田信彰）

追加日程第１、発議第６号「豚コレラの早期終息に向けた緊急かつ具体的な対策を求める意見書」及び追加日程第２、発議第７号「令和元年台風１９号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書」の２件を議題とします。

提案理由の説明

議長（河田信彰）

提案理由の説明を求めます。

6番 國盛孝昭君。

6番（國盛孝昭）

ただいま上程されました発議第6号「豚コレラの早期終息に向けた緊急かつ具体的な対策を求める意見書」の提案理由の説明を行います。

昨年9月に国内で26年ぶりに発生した豚コレラは、関係者による懸命の努力にもかかわらず、この1年間に14万頭を超える殺処分が行われるなど甚大な被害をもたらしている。また、感染地域についても養豚の主要産地を擁する関東圏まで広がるなど、終息が見通せないどころか、さらなる広域化の様相を呈している。この状況は、豚コレラ対策が新たな局面に入ったと認めざるを得ない。

そこで政府におかれては、今回の事態を国家レベルの危機事案と受けとめ、養豚農家が今後とも安心して経営を続けられるよう、豚コレラの終息に向けた下記の事項について緊急かつ具体的に取り組むことを強く求める。

記

1. 飼養豚へのワクチン接種を速やかに進めるとともに、ワクチン接種後の接種豚の円滑な流通について、取引価格の下落や風評被害が生じないように、あらゆる手段を講じること。
2. 今般の豚コレラ拡大の主要因となっている豚コレラ感染野生イノシシの拡大を抑止するため、野生イノシシの捕獲強化や戦略的な経口ワクチンベルトの構築を行うこと。
3. 現在、アジアにおいて発生が拡大しているアフリカ豚コレラの国内侵入を防止するため、罰則の強化も含めた一層の水際対策の強化、徹底を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

続いて、発議第7号「令和元年台風19号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書」の提案理由の説明を行います。

台風19号等の影響により、東北、信越、関東、東海にかけて河川の堤防が決壊したほか、越水などによる浸水被害、土砂災害などが広範囲にわたり多数発生し、各地に甚大な被害をもたらした。台風15号による被害の爪跡が残る地域では、追い打ちをかけるような事態となった。

政府においては、被災直後から迅速な救助・救出活動、避難支援などの応急

対応とともに、早期復旧に向けたさまざまな取り組みに総力を挙げてきたところであるが、どこまでも被災者第一で、今後の生活支援、早期の住まいの確保、産業、生業の支援など被災に寄り添った支援が求められる。

また、水道や電気等のライフライン、鉄道や道路等の交通インフラの早期復旧、決壊した河川の堤防等では、二度と災害を起こさない改良復旧を強力に推進するとともに、ソフト、ハード両面にわたる復旧・復興に向けた総合的な支援策を強力に講じることを強く求めるものである。

記

1. 被災者の一日も早い生活再建のため、既存制度の対象拡大や要件緩和など弾力的な運用を行うこと。
2. 医療施設、社会福祉施設、学校教育施設等の復旧、再開に向けて、必要な支援を行うこと。
3. 商工業、農林水産業の早期事業再開のため、被災した事業用建物、設備、機材等の復旧を支援する補助制度を創設すること。
4. 被災地の風評被害払拭のため、旅行商品・宿泊料金の割引等に対して必要な観光支援を行うこと。
5. 被災地の切れ目ない復旧・復興の推進のため、復旧作業の進捗を見極めつつ、補正予算の編成について適切に判断すること。
6. 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の計画通りの遂行と、期間終了後も必要となる対策が講じられるよう、継続して予算措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上、よろしく申し上げます。

議長（河田信彰）

以上で提案理由の説明が終わりました。

質 疑

議長（河田信彰）

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河田信彰）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

討 論

議長（河田信彰）

これから、討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（河田信彰）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

採 決

議長（河田信彰）

これから、採決を行います。
お諮りします。

発議第6号「豚コレラの早期終息に向けた緊急かつ具体的な対策を求める意見書」及び発議第7号「令和元年台風19号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書」の2件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（河田信彰）

ありがとうございました。
起立全員であります。

よって、発議第6号及び発議第7号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました発議第6号及び発議第7号に係る意見書の提出先、処理方法につきましては、議長に一任願います。

休会決議について

議長（河田信彰）

日程第28「休会決議」を議題とします。

お諮りします。

あすから、能登町議会の会期等に関する条例第2条の規定に基づき開く、次の定例日の前日までを、休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河田信彰）

異議なしと認めます。

したがって、あすから、能登町議会の会期等に関する条例第2条の規定に基づき開く、次の定例日の前日までを、休会とすることに決定しました。

以上で、令和元年第7回能登町議会12月定例会議に付議されました議件は全部終了しました。

閉会の挨拶

議長（河田信彰）

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

令和元年第7回能登町議会12月定例会議を閉会されるに当たり、一言ご挨拶申し上げます。

去る6日から開会されました今定例会議では、令和元年度一般会計補正予算（第4号）を始め、条例の一部改正及び新規の制定、姉妹都市の締結、公の施設の管理者の指定など多数の重要案件につきまして慎重なる御審議をいただき、いずれも原案どおり可決をいただきまして、ありがとうございました。

また、一般質問におきましては、町政の各分野につきまして多数のご質問をいただきましたが、いずれも厳正に受けとめ、現状並びに課題を十分に認識し、町勢発展のため努めてまいり所存でございます。

さて、ことしも残すところあと半月余りとなりました。先日、日本チームのパレードが行われていましたが、9月から11月にかけてラグビーワールドカップ日本大会が開催され、各地で熱い試合が行われました。予選プールの4試

合を全勝し、史上初めて決勝トーナメント進出をなし遂げた日本代表チームの勇敢な戦いに、台風19号の被災者の方々も勇気をもらったという報道もありました。100キロを超える男たちの迫力のあるぶつかり合いのほかに、この大会で、ことしのユーキャン新語・流行語大賞に選ばれました「ONE TEAM (ワンチーム)」という言葉が浸透しました。異なる文化や背景を持つ選手たちがお互いをリスペクトし、日の丸を背負って戦う姿。そして、瞬時に相互の意思疎通を行うことなど、まさに一つのチームだと感動させられました。

試合後には、それまでの激しいぶつかり合いがうそのように、お互いの健闘をたたえ合う姿など、スポーツの本来持っているすばらしさをこの大会が示してくれました。また、国内外の観客や外国のチームに対して、大会を通じて日本ならではのおもてなしが各地で行われたことも連日報道されており、日本全体がワンチームとして大会を盛り上げるなど、おもてなしの心と行動の大切さを再認識いたしました。

新しい年を新庁舎で迎える当町も、全ての職員がサービスを提供する担い手として町民の方々に満足を感じてもらえるようワンチームとなり、おもてなしの心を持って、さらに努力してまいる所存です。

一方、町の出来事に目を向けてみますと、1月には宇出津港のと寒ぶりまつりが開催され、県内外から過去最多となる約7,000人の方にご来場いただき、能登の冬の味覚を代表する寒ぶりを堪能していただきました。

2月には、伝統行事であるアマメハギが秋吉地区を初め4つの集落で行われ、ユネスコ無形文化遺産に登録されてから初めての開催となったこともあり、県内外から例年を上回る観光客などが訪れ、注目や関心の高さがうかがわれました。

5月には、令和という新しい時代の幕が上がって初めての第33回猿鬼歩こう走ろう健康大会が開催され、県内外から約1,200人の参加がありました。開会式の前には、能登高生による書道パフォーマンスが披露され、躍動感ある筆遣いと息の合った動きで会場を盛り上げていました。また、昨今の記録的な猛暑に対応するため、5月末までにエアコンを小学校の全ての普通教室に整備完了し、設置済みの中学校とあわせて児童生徒の健全な学習環境の提供を図りました。

6月には、金沢大学理工学域能登海洋水産センターが完成するとともに、設立記念式が行われました。水産資源を確保する高度な技術の研究を推進し、新技術、新産業を創設できる人材の育成に資する施設として、町全体の活性化につながるものとして期待しております。また、6月末から7月初めにかけて、イギリスへののとキリシマツツジ苗木の贈呈に向け、渡英し庭園を視察するなど、関係者との交流を深めました。

10月には、能登町総合防災訓練を柳田小学校をメイン会場に実施し、訓練を通して災害時における初動体制など有事の際の備えを確認することができました。

また、役場新庁舎の内覧会も行われ、約800名の方々にご来場いただくとともに、下旬には内浦総合支所の落成式が行われ、11月より松波公民館と社会福祉協議会が先行して業務をスタートしました。本庁舎及び柳田総合支所については、約半月後の開庁に向けて、これから本格的な引っ越し作業を行い、スムーズな移行ができるよう気を引き締めて取り組んでまいります。

このほか、能登町第2次総合計画に基づき、行財政改革や創生総合戦略を推進し、のと九十九湾観光交流センターの整備など、さまざまな取り組みを行っております。

町といたしましては、今後とも町勢発展のため挑戦するところは果敢に攻め、改めるところは真摯に反省するなど、町の成長期、成熟期を町民の皆様とともに築いてまいりたいと考えております。

最後に、来年1月4日の土曜日に町消防団出初め式が能都体育館でとり行われます。式典の後には、消防団員合同演技の一斉放水もあり、冬の里海に水のアーチが幾重にもかかる様子を多くの方に見物に来ていただきたいと思います。

また、12日の日曜日には、新庁舎において成人式を挙行いたします。将来の能登町を担う新成人の門出となる場でございますので、議員の皆様のご臨席を賜りますようお願い申し上げます。

また、1月19日の日曜日には、のと寒ぶりまつりが新庁舎横駐車場に会場を移して開催されます。ジェラート職人の柴野大造氏をお招きし、ジェラートイリュージョンを行いますので、ぜひ家族や友人、ご近所の方などを誘って足を運び、楽しんでいただきたいと思います。

また、3月1日の日曜日には、町制施行15周年記念式典並びに新庁舎落成式をとり行う予定としております。また、同日には長野県信濃町との姉妹都市締結が行われる予定です。

皆様におかれましては、これから年末年始に向かう折、寒さも一層増してまいりますので、健康には十分にご留意され、ますますご活躍いただきますとともに、よい年を迎えられますようご祈念申し上げます。

この議場での議会はこれで最後となり、次回からは新庁舎に場を移しますが、議員の皆様におかれましては、これまで同様、温かいご理解とご協力をお願い申し上げます。

ことし1年間ありがとうございました。

散 会

議長（河田信彰）

以上で本日は散会となりますが、町長の挨拶の中にもありましたとおり、今定例会議がこの庁舎での最後の議会となろうかと思えます。この議場で歴代の諸先輩議員の方々に育てられ、また、執行部の皆さんとも数多くの議論を交わしてきたこの議場が本日で最後になるのかと思うと、非常に感慨深いものがあります。

新庁舎へ移りましても、議会と執行部がそれぞれの職責をしっかりと果たし、ともに町の発展のため、そして何より町民の皆さんが安心して暮らしていくことのできる能登町となるよう、より一層のご尽力を賜りますようお願いいたします。

それでは、以上で散会としたいと思います。

起立、礼。

皆さん、ご苦労さまでした。

散 会（午後 2 時 3 9 分）

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、個々に署名する。

令和元年12月13日

能登町議会議長 河田 信 彰

会議録署名議員 金 七 祐太郎

会議録署名議員 國 盛 孝 昭